び岸信介君に質疑を行った後休憩に入った。

二、厚生省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第九五号）

再開後右案について、小林厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、受田委員が政府に対して資料を要求した。

三、法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）（参議院送付）

右案について、受田及び西村の両委員が、牧野法務大臣、松原法務政務次官及び波部矯正局長に質疑を行った後、討論を省略し、全会一致をもつて右案は原案の通り可決した。

三月九日（金）

○理事会

今後の委員会の運営について左記の事項を協議決定した。

一、来週の委員会審議日程表は次の通り。

開会日時

開会日	開会時刻	案件
三月十三日（火）	午前十時	憲法調査会法案の質疑
〃	午後一時	付託法案の提案理由説明聴取、基地問題
三月十四日（水）	午前十時	憲法調査会法案の質疑（総理大臣一時間）
〃	午後一時	労働省、厚生省設置法案の質疑、二法案の中いずれか採決
三月十五日（木）	午前十時	憲法調査会法案の質疑
〃	午後一時	
三月十六日（金）	午前十時	公聴会（憲法調査会法案）
〃	午後一時	同右

二、憲法調査会法案の公聴会の公述人は四名とし、各党より二名づつ推薦する。

3、憲法調査会法案は二十日（火）午前十時より開会し、総理の出席を求め、しめくくり質疑をし、討論採決を行う。

○委員会（第二十一回）

一、憲法調査会法案（岸信介君外六十名提出衆法第一号）

右案について、稲村及び細田の両委員が清瀬国務大臣、山崎厳君及び高辻法制局次長に質疑を行った後、公聴会開会承認要求の件について協議決定した。

二、臨時教育制度審議会設置法案（内閣提出第一〇号）

右案について、受田委員が椎山内閣総理大臣及び清瀬国務大臣に質疑を行った後西村委員より提出された「本法案撤回の動議」は否決され、次いで討論に入り、細田委員が日本社会党を代表して反対討論を行った後、採決の結果、本案は多数をもって原案の通り可決された。

三月十三日（火）（第二十二回）

(一)憲法調査会法案（衆法第一号）

右案について、稲村、飛鳥田、細田及び受田の各委員が清瀬国務大臣及び林法制局長官に対し質疑を行った。

(二)昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案（内閣提出第一〇一号）

宮内庁法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇七号）

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇九号）

右各案について、岸国務大臣、根本内閣官房長官及び宇都宮行政管理政務次官より、それぞれ提案理由の説明を聴取した。

(三)付託法案（予）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（参法第二号）

三月十四日（水）（第二十三回）

(一)憲法調査会法案（衆法第一号）

右案について、細田、西村、大坪、勝間田及び森の各委員が鳩山内閣総理大臣及び林法制局長官に対し、質疑を行った。

(二)厚生省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第九五号）

右案について、受田委員が小林厚生大臣、吉田未帰還調査部長、小山総務課長及び中川外務省アジア局長に対し質疑を行った。

(三)労働省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六二号）

右案について、石橋及び飛鳥田の両委員が倉石労働大臣及び丸山調達庁次長に対し質疑を行った。

三月十五日（木）

○理事会

委員会の運営について協議した。

○委員会（第二十四回）

憲法調査会法案（衆法第一号）

右案について、飛鳥田及び森の両委員が清瀬国務大臣に質疑を行った。

なお質疑の途中において委員会を休憩せられたいとの動議が提出され、委員長は暫時休憩を宣した後、理事打合会を三回開いたが、協議整わざるため、休憩のまゝ散会となった。

三月十六日（金）

○理事会

委員会の運営についてお諮りした。

○内閣委員会公聴会（第一回）

憲法調査会法案（衆法第一号）について、左記三名の公述人より意見を聴いた後、石橋、山崎、片島、真崎、辻、飛鳥田、大坪、及び苗ヶ久保の各委員が、

これ等の公述人に質疑を行った。

記

神川彦松君（東大名誉教授）
中村哲君（法政大学教授）
戒能通孝君（都立大学教授）

三月十九日（月）

理事会

委員会の運営について左記の通り協議決定した。

1. 憲法調査会法案に対する審査日程は次の通りとする。

二十日（火）午前中は一時間内閣総理大臣に質疑、午後は一般質疑。
二十一日（水）もし法務委員会より連合審査会申入れがあった場合、連合審査会。
二十二日（水）午前中残余の質疑を続行し、午後討論採決を行う。（本会議

に緊急上程の予定）

なお一般質疑時間は、自民一時間、社会四時間計五時間（自民一人、社会四入、一入一時間づつ）とす。（以下省略）

2. 宮内庁法及び薪炭手当関係法案の審議並びに国防会議の構成等に関する法律案に対する委員会運営については、別に協議する。

3. 二十三日以降三十日までの日程は左記の通りとする。

委員会審議日程表

開会日時	案件
三月二十三日（金）	午前十時、厚生省設置法質疑。採決
〃	午後一時、恩給法質疑。採決
三月二十七日（火）	午前十時、労働省設置法質疑。採決、
〃	午後一時、定員法質疑・採決（質疑終了に至らない場合ニ十八日午前中採決）

開会月日	開会時刻	案件
三月二十八日（水）	午前十時、	薪炭手当三案提案理由　公務員の給与に関する件
〃	午後一時、	
三月二十九日（木）	午前十時、	国防会議法案質疑
〃	午後一時、	同　右
三月三十日（金）	午前十時	国防会議法案質疑、
〃	午後一時	同　右。

三月二十日（火）（第二十五回）

憲法調査会法案（衆法第一号）

右案について　片山（哲）、末次、飛鳥田、石橋、西村（力）及び受田の各委員が鳩山内閣総理大臣、清瀬国務大臣、山崎（巌）説員及び林法制局長官に質疑を行った。

なお理事は高橋（等）、松浦（周）、宮沢及び石橋の四委員を補欠選任した。

三月二十二日（木）（第二十六回）

憲法調査会法案（衆法第一号）

右案について、西村、受田、片島及び細田の各委員が清瀬国務大臣、船田国務大臣、根本内閣官房長官及び林法制局長官に質疑を行った。

三月二十三日（金）（第二十七回）

憲法調査会（衆法第一号）

右案は、質疑打ち切り、討論省略、原案の通り可決された。

三月二十六日（月）

理事会

去る二十二及び二十三の両日における委員会の運営について協議した。

三月二十七日（火）

理事会

去る二十二及び二十三の両日における委員会の運営について協議した。

三月二十八日（水）

○理事会

委員会の運営について協議した。

○委員会（参二十八回）

一、山本（栄）委員長より去る二十二、及び二十三の両日における委員会の運営について、また、清瀬国務大臣より去る二十二日の委員会における答弁についてそれぞれ釈明した。

二、吉野国務大臣より、憲法担当大臣としての挨拶があった後、挨拶に関連して

行われ、飛鳥田及び受田の各委員が同大臣に質疑を行った。

三、厚生省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参九五号）

右案について、受田委員が小林厚生大臣、山下厚生政務次官及び小山官房総務課長に質疑を行った後、討論省略、採決の結果、全会一致をもって、原案の通り可決した。

四、恩給法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第四号）

右案について提出者千葉信君より提案理由の説明を聴取した後、質疑及び討論を省略、採決の結果、全会一致をもって、原案の通り可決した。

五、労働省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参六二号）

右案について、受田委員が倉石国務大臣、富樫労働基準局長及び村上官房総務課長に質疑を行った。

三月二十九日（木）（第二十九回）

一、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（黒金泰美君外一名提出、衆法第一九号）

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（受田新吉君外五名提出、衆法第二三号）

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（千葉信君外九名提出　参法第二号）（予）

右各案について、黒金泰美君、北山愛郎君及び千葉信君の各提出者より、それぞれ提案理由の説明を聴取した。

二、労働省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六二号）

右案について　受田委員が倉石国務大臣及び富樫労働基準局長に質疑を行った後、討論省略、採決の結果、全会一致をもって、原案の通り可決した。

三、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇九号）

右案について、受田委員が宇都宮行政管理政務次官及び岡部管理部長に質疑を行った後、討論省略、採決の結果、全会一致をもって、原案の通り可決した。

なお国家公務員の給与問題について、受田委員が　倉石国務大臣及び浅井人事院総裁に質疑を行った。

四、付託議案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五四号）

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五五号）

四月二日（月）

理事会

委員会の運営について協議した。

四月三日（火）（第三十回）

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四〇号）
農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五五号）
通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五四号）
右各案について吉野運輸大臣、大石農林政務次官及び川野通商産業政務次官より、それぞれ提案理由の説明を聴取した。

二、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案（内閣提出第一〇一号）
右案について、高橋、受田及び細田の各委員から、倉石国務大臣、山下厚生政務次官、三橋恩給局長に質疑を行った後、討論省略、左記附帯決議を附し、全会一致をもって原案の通り可決した。

附帯決議

死亡せる公務員の配偶者中、六十歳未満の妻にも扶助料を支給し得るよう速

かに適切なる措置をとられんことを望む。

四月四日（水）（弁三十一回）
国防会議の構成等に関する法律案（内閣提出第八七号）
右案について、辻、栗山、石橋及び井出の各委員が船田国務大臣、防衛庁久保警備局長、加藤人事局長、北島経理局長、竹叶官房長に質疑を行った。

四月六日（金）（弁三十二回）
一、国防会議の構成等に関する法律案（内閣提出第八七号）
右案について保科、田村、苫米地、久保、細田及び古屋の各委員が鳩山内閣総理大臣及び船田国務大臣に質疑を行った。

二、宮内庁法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇七号）
右案について、細田及び受田の両委員が宮内庁次長に質疑を行った。

三、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改

正する法律案（黒金泰美君外一名提出　衆法第一九号）
右案は修正議決した。
修正点は次の二点である。
一、支給地域
原案は十三の県を特定しているが、これを北海道以外の地域で内閣総理大臣が定めるものとすること。
二、支給金額
原案は世帯主に対しては四、五〇〇円、その他の者に対しては一、五〇〇円支給する建前であったが、これを世帯主には五、〇〇〇円以内、その他の者には一、七〇〇円以内とすること。
なお右案及び右修正について、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を聴取した。

四、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（受田新吉君外五名提出、衆法第二三号）
右案は討決を要しないものと決した。
なお松浦委員の理事辞任に伴い、江崎委員を理事に補欠選任した。
五、委員会散会後、理事打合会を開いて、委員会の運営について協議した。

四月九日（月）

△理事会

委員派遣に関する件について、打ち合せを行った。

△委員会

会議を開くに至らなかった。

△付託議案

(1) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法

律案（赤城宗徳君外三名提出、衆法第三六号）

(2) 国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、一五六号）

(3) 大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五七号）

四月十日（火）

△理事会

委員派遣に関する件について、打ち合せを行った。

△委員会（第三十三回）

審査に入らないで、散会した。

△付託議案

栄典法案（内閣提出第一六〇号）

四月十一日（水）

△理事会

委員会の運営について協議した。

△委員会（第三十四回）

(1) 国防会議の構成等に関する法律案について横路、受田及び薄田の各委員が船田国務大臣及び政府委員に質疑を行った。

(2) 基地問題について、勝間田、井手、西村、稲村及び石村の各委員が、倉石国務大臣及び政府委員に質疑を行った。

(3) 一般職の職員の給与に関する件について、受田委員が倉石国務大臣に質疑を行った。

四月十二日（木）

△理事会

委員会の運営について協議した。

△委員会（第三十五回）

(1) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(2) 栄典法案

右両案について、提出者赤城宗徳君及び根本官房長官より、それぞれ提案理由の説明を聴取した。

(3) 宮内庁法の一部を改正する法律案について、茜ヶ久保、受田、及び江崎の各委員が、厚生政務次官に質疑を行った。

△付託議案

(1) 内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一六一号）

(2) 国家公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出一六二号）

四月十七日（火）（第三十六回）

一、国防会議の構成等に関する法律案（内閣提出第八七号）

右案について、茜ヶ久保、栗山、西村の各委員が船田防衛庁長官に質疑を行った。

二、宮内庁法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇七号）

右案について、江崎、茜ヶ久保、栗山、細田、受田、斗鳥及び西村の各委員が宇佐美宮内庁長官に質疑を行った。

質疑終了後、「京都事務所は、宮内庁の所掌事務の一部を分掌することにかんがみ、附属機関とするよりも地方支分部局とすることが適当である」旨の自由民主、社会両党の共同修正案が提出され、討論省略採決の結果、全会一致をもって本案は修正可決した。

四月十八日（水）

一、理事会

委員会の運営について協議した。

○、現地視察

防衛大学校及び海上自衛隊横須賀地方総監部を視察した。

四月十九日（水）（第三十七回）

国防会議の構成等に関する法律案（内閣提出第八七号）

右案について、細田、北、受田、西村の各委員が船田防衛庁長官及び政府委員に質疑を行った。

四月二十日（金）

理事会

委員会について協議した。

四月二十四日（火）（第三十八回）

国防会議の構成等に関する法律案（内閣提出第八七号）

右案について、床次、稲村、井手、石橋、受田及び飛鳥田の各委員が鳩山内閣総理大臣、重光外務大臣、及び政府委員に質疑を行った。

四月二十五日（水）（第三十九回）

国防会議の構成等に関する法律案

右案について、石橋、床次、飛鳥田、西村、薄田、受田、苫ヶ久保、井手及び細田の各委員が鳩山内閣総理大臣、重光外務大臣、船田国務大臣、及び政府委員に質疑を行った。

四月二十六日（木）（第四十回）

国防会議の構成等に関する法律案

右案について、飛鳥田、受田、石橋及び西村の各委員が一万田大蔵大臣、船田国務大臣、重光外務大臣及び政府委員に質疑を行った後、動議により質疑を終了することに決した。

なお山本委員長不信任の動議は、討論の後否決された。

四月二十七日（金）（第四十一回）

国防会議の構成等に関する法律案

右案は、討論採決の結果、多数をもって原案の通り可決された。

なお飛鳥田委員は、防衛分担金問題及び航空機生産問題について、一万田大蔵大臣、船田国務大臣及び政府委員に質疑を行った。

四月三十日（月）

○理事会

委員会の運営について協議した。

五月七日（月）

理事会

委員会の運営について協議した。

五月八日（火）（第四十二回）

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四〇号）

右案について愛田、細田、末次、大平、大村、真崎、高瀬、苫ヶ久保及び井手の各委員から、吉野運輸大臣、伊能運輸政務次官及び和達中央気象台長に質疑を行った後、討論省略、全会一致をもって「気象庁長官の下に次長一人を置く」ことに修正議決された。

なお全会一致をもって附帯決議を附することに決した。

附帯決議

気象業務の運営は、各省にわたる関係機関との連絡を密にし、災害の防止、産業、交通その他の社会活動に対する対策の万全を期する必要がある。従って、機構上、予算上速やかに適切な措置を講ずべきである。

五月九日（水）（第四十三回）

(1) 通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五四号）

右案について、受田、大坪、薄田、江崎、山本の各委員及び山本委員長が、石橋通商産業大臣、井上特許庁長官及び岩武政府委員に質疑を行つた後、討論省略、全会一致をもつて、原案の通り可決された。

(2) 農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五五号）

右案について、受田、床次及び栗山の各委員が 大石農林政務次官及び政府委員に質疑を行つた。

五月十日（水）（第四十四回）

(1) 農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五五号）

右案について、大坪、井手、薄田、稲村、本平、重宗及び西村の各委員が一万田国務大臣、大石農林政務次官及び政府委員、説明員に、質疑を行つた後、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて、原案の通り可決された。

五月十一日（金）（第四十五回）

事務次官補を設置するための外務省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一六四号）

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六七号）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六二号）

国家公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六三号）

内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一六六号）

内政省設置法案（内閣提出第一五七号）

内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出第一七〇号）

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五七号）

右八法律案について、森下外務政務次官、斎藤経済企画政務次官、倉石国務大臣、根本内閣官房長、高瀬自治次長、及び一万田大蔵大臣より、それぞれ提

案理由の説明を聴取した。

本日の理事会において左記の事項について協議決定した。

記

一、来週の日程別紙の通り

一、行政機構関係法案中内政省関係法案及び国家公務員法案を除く各法案は、来週中採決を目標とする。

委員会審議日程表

開会月日	開会時刻	案件
五月十五日（火）	午前十時	特定局関係法提案理由　栄典法　質疑
〃	午後一時	一般転の転員給与法、自衛隊及び調達庁に関する件
五月十六日（水）	午前十時	行政機構　質疑
〃	午後一時	同右

五月十七日（木）午前十時　栄典法（総理）

〃　午後一時、一般転の転員の給与法、栄典法採決の予定

五月十五日（火）

○委員会（第四十六回）

一、特定郵便局長の任免等に関する特別指置法案（赤城宗徳君外二名提出、衆法第三九号）

国家公務員法等の一部を改正する法律案（赤城宗徳君外二名提出、衆法第四〇号）

右両案について、提出者赤城宗徳君より、提案理由の説明を聴取した。

二、栄典法案（内閣提出第一六〇号）

右案について村田賞勲部長より補足説明を聴取した。

三、基地問題

駐留軍の基地問題等について、福井、永松、茜ヶ久保、西村、北、古屋、永次
受田の各委員より倉石国務大臣、船田防衛庁長官及び根本官房長官、林防衛局
長、調達庁丸山次長、真子総務部長、大石不動産部長、鈴木不動産部次長に対
し質疑を行った。

四、理事補欠につき石橋政嗣君を選任した。

五月十六日（水）

○委員会（第四十七回）

一、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案（大平正芳君外十一名
提出、衆法第五五号）

右案について、提出者大平正芳君より提案理由の説明を聴取した。

二、国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五六号）

内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一六一号）

事務次官補を設置するための外務省設置法等の一部を改正する法律案（内閣
提出第一六四号）

右各案に関し、片島委員より根本官房長官及び行政管理庁岡部管理部長に対
し質疑を行った。

五月十七日（木）

○委員会（第四十八回）

栄典法案（内閣提出第一六〇号）

右案について、井手、辻、片島、茜久保、受田、真崎、大村、西村、の各委員
より吉野国務大臣及び村田賞勲部長に対し質疑を行った。

○理事会

本日の理事会において左記の事項について協議決定した。

記

一、今後の日程左記の通り。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は二十二日（火）の本会議に上程する。

一、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案は二十四日（木）の本会議に上程する。

一、行政機構関係法案、栄典法案及びその他の諸案の取扱については十八日（金）午前の諮事終了後理事会において協議する。

委員会審議日程表

開会日日	時日	開会時刻	案件
五月十八日（金）	午前十時		給与法案質疑
	午後一時	同右	（質疑終了の予定）
五月二十一日（月）	午前十時		
〃	午後一時		恩給法案質疑
五月二十二日（火）	午前十時		給与法案採決
〃	午後一時		
五月二十三日（水）	午前十時		恩給法案質疑
〃	午後一時		同右
五月二十四日（木）	午前十時		恩給法案採決
〃	午後一時		

五月十八日（金）

○委員会（予四十九回）

審議に入ることなく散会した。

五月二十一日（月）（参五十回）

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案（大平正芳君外十一名提出、衆法参五五号）

右案について、受田及び大村の両委員が提出者大平正芳君、八巻恩給局長及び田辺引揚援護局長に質疑を行った。

五月二十二日（火）

○委員会（参五十一回）

一、国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案（参詰院提出、参法参一号）

右案について、提出者八木幸吉君より提案理由の説明を聴取した。

二、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（赤城宗徳君外三名提出、衆法参三六号）

右案について、受田委員より提出者赤城宗徳君及び浅井人事院総裁、滝本給

与局長、文部省田中人事参事官、安嶋財務課長に対し質疑を行った。

三、給与問題

その他給与改訂、期末手当、地域給等の諸問題について、井手、受田の両委員より、浅井人事院総裁及び総理府大山公務員制度調査室長に対し質疑を行った。

五月二十三日（水）（参五十二回）

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案（衆法参五五号）

右案について、大村、辻及び受田の各委員が提出者大平正芳君、八巻恩給局長及び三浦衆議院法制局第一部長に対して質疑を行った。

五月二十八日（月）

○理事会

委員会の運営について協議した。

五月二十九日（火）

○理事会

委員会の運営について協議した。

五月三十日（水）

○理事会

委員会の運営について協議した。

六月一日（金）

○理事会

委員会の運営について協議した。

○委員会（第五十三回）

一、一般転の転貸の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（未城宗徳君外三名提出、衆法第三六号）

右案について、竹尾文部政務次官に対して須田委員が質疑を行った。

右案に対する受田新吉君提出の修正案について、提出者より趣旨説明を聴取した。

二、沖縄の軍用接収地の補償及び元県有給吏員の恩給等に関する件。

沖縄の軍用接収地の補償及び元県有給吏員の恩給等に関する決議

沖縄は平和条約発効後、その行政が分離され、アメリカの管理下におかれざるを得なかった結果、終戦以後今日すでに十年を経過しているにも拘らず、平和条約発行前アメリカ軍に接収された土地の補償、元県吏員の恩給等各種の懸案が殆んど未解決のまゝ放置されている。ために沖縄八十万の同胞は物心両面において苦難に喘いでいる。

ついては政府はこの実情にかんがみ、平和条約発行前における接収地等の補

償につき、速かに必要な国内的措置を講ずるとともに、元沖縄県有給吏員の恩給に関する懸案等その解決につき善処すべきである。

なお当委員会としては在の事項調査のため、国会より訪英団を派遣して実情をつぶさに調査し、現地の意訴を親しくきゝ、もつて同胞の熱願にこたえうるよう処置すべきであることを認める。

右決訴する。

三、駐留軍の基地問題等に関する件

右件について、今井調達庁長官及び真子総務部長に対して、苗ヶ久保、西村、浅田の各委員が質疑を行つた。

四、閉会中審査に関する件及び委員派遣承認申請に関する件について、按訴決定した。

五、当委員会に付託された請願二百件について、七十五件を採択の上内閣に送付すべきものと訴決し、三十四件を訴院の訴決を要しないものと決した。

六月二日(土)

○理事会

委員会の運営について按訴した。

六月三日(日)

○理事会

閉会中審査に関する件について按訴した。

○委員会(第五十四回)

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案(大平正芳君外十一名提出、衆法第五五号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(赤城宗徳君外三名提出、衆法第三六号)

右両案を継続審査とすることに決定した。

五、委員会の活動状況集計表

1、委員会の開催回数

(1) 委員会　五四、

(2) 連合審査会（文教委員会ノ）　三、

2、付託法律案件数

(1) 総数（内閣提出二三、議員提出、衆七、参三、）　三三、

(2) 成立（内閣提出一三、議員提出　衆二、参一）　一六

(3) 議決不要（議員提出、衆一）　一、

(4) 継続審査（内閣提出九、議員提出　衆二、参一）　一二、

(5) 審議未了（議員提出　衆二、参一）　三

衆議院可決
参議院において（内閣提出一）
審議未了

3、連合審査を行った法律案件数　二、

(1) 臨時教育制度審議会設置法案（内閣提出第一〇号）（文教委員会）　一、

(2) 総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）（法務委員会）　一、

4、委員会における決議案件数　二、

(1) 可決されたもの、

(2) 否決されたもの

5、請願審査件数

(1) 総　数　二〇〇

(2) 採決の上内閣送付　七五

(3) 託　決　三四

(4) 審　話　未了　九一

6、公聴会回数　一

六、附　録

(一) 法律案関係資料

① 国防会議の構成等に関する法律案の質疑要旨

イ、国防会議の性格と目的について

石橋委員……本法案の根拠法である防衛庁設置法が違憲である以上、本法案が違憲であることは勿論である。……（三一号、一〇頁）（三二号、八～九頁）

……現在の日米関係、あるいは自衛隊が持っている武器、その他あらゆるものがアメリカの援助に持っているというような深いアメリカ依存の関係からして、いかに国防会議を作っても、国防の基本方針とか防衛計画というものは、自主的に決定され得ないということを運命づけられているから、かかるものを作る必要がないんじゃないか。……（三一号、一〇、一六～一七頁）（三二号、九頁）

……国防会議は、非常に強力な軍事力という問題について審議する機関であるが、この权力の集中を排して、結局、力を抑制する働きを一つ持たなければならないのであるが、この国防会議は果してそういう役目を果し得るか……。（三一号、一一頁）

……国防会議は、内閣総理大臣の諮問機関であるとのことであるが、その会議の議長も総理大臣であるということは、一体どういうことなのか。……しかも閣僚だけで構成することになると、これはインナーキャビネットというふうな形のものになる。これは防衛閣僚懇談会あるいは戦時閣僚会議というふうな性格のものと大差ないように思われるが、また「国防会議に諮らなければならない」とあるから、最終的に決定するのは閣議だということになると、これは屋上屋を重ね二重手間をとることにならないか……。（三一号、二〇～二一頁）（三八号、二九号、二〇～二一頁）

……国防会議の議長は総理大臣であるから、内閣総理大臣の権力を一層強化することになり、戦争ずきな総理大臣なら、実に簡単に戦争に持っていくことが出来るではないか……（三一号、一三頁）（三二号、五～六頁）

保科委員……科学技術の躍進的発達、国際情勢の進展状況にかんがみるときは今日の国防すなわち、国民の安全と生存の保持は、ひとり防衛庁の力のみによっては到底達し得るものではなく、政治、外交、国内治安、経済等々についても、絶えず国防的観点から総合的調整を行っていくべきではないか……（三二号、一頁）

苗ヶ久保委員……国防の基本的な大綱をきめるとか、かっての宣戦布告にも匹敵するような重大な内容を持っている防衛出動の可否を決定する国防会議は、現行憲法と相反するものであると信ずるが……（三二号、四頁）

北委員……戦争が始まると、どこの国でも、軍需省、軍需大臣ができて、これが国防補給の第一線の責任を負わなければならない。……軍需大臣の地位は極めて重要である。……この法案ではこれらを予定していないから、これはふだんの国防会議で、戦争が始まると、すぐに模様がえをしなければならぬと思うが……（三七号、四～五号）

床次委員……国防会議は現在防衛庁設置法によって設けられることになっているが、その性質の重大性にかんがみ、将来、憲法改正の暁においては、むしろ憲法の中に規定されるべきものではないか（三八号、二頁）

曽田委員……それでしたら、米国のやり方によって、日本の防衛計画が最後には決定されるということになるのですね……（三八号、九～一〇頁）

稲村委員……アメリカ軍事顧問団等が、MSA協定に基いて、自衛隊或いは国防会議を指導するようなことはないか……（三八号、一二頁）（三九号、六頁）

石橋委員……国防会議設置の最大理由は、政治優先の原則を貫くこと、総理

の权力集中を排除すること、長期防衛計画を策定することにあるのか……
三九号、七頁）

……国会だけで構成された国防会議においては多数意見が、見になったというような場合には矛盾を感じないか……（三九号、三～四頁）

飛鳥田委員……防衛六ヶ年計画を策定し、これを実現していく上に当っては、米国からの武器供与、部品貸与、無償譲渡を十分に受けなければならないと強調しておられるが……これで自主的にとか、わが国独自にとか……云い得るか……（三九頁、五頁）

……結局、自衛隊は独自の作戦能力を持っていない。米軍と共同作戦するときだけにその効用を発揮できるに過ぎない。それで防衛出動の可否あるいは戦斗の展開……こういう問題について　国防会議は独自の判断能力を持っているか……（三九号、六頁）

……重光外相が訪米の際、日米相互の防衛計画について、協議する軍事混合委員会と云うようなものを作ることを約束されたそうだが……国防会議とどのような関連性を持たせるつもりか……日米両国間に防衛計画あるいは防衛産業の育成計画について、何か定期的に連絡する機関を設置する意思があるか……（三九号、六～七頁）

石橋委員……当時新聞報道で盛んに混合軍事委員会の設置というふうな見出しで報道されており、外務省あるいは外務大臣の試案というようなものが、この構成について述べられていたようであるが……その後すでに一年近くになるのに、とんとこの声明の結果が実を結んだふうには聞いていないので……（四〇号、一七頁）

2、国防会議の構成委員について

石橋委員……第二十二特別国会に提出された法案には五人以内の民間人を入れることになっていたが、本法案からこれを削除した理由は何か……(三一号、一一～一二頁)(三九号、一～三頁)

……関係大臣や民間人の意見を聴く必要がある場合には第六条の規定を活用することによって、充分その目的を果し得るとのことであるが、第六条にいう「その他の関係者」というものの範囲には、労組団体の役員なども含めて考えておられるか……(三一号、一三頁)

井手委員……第六条の「その他の関係者」の中には、元転業軍人が入るか……この関係者というものは、おそらく関係ある団体の代表者でなければならない。個人であってならないと思うが……(三九号、一九～二〇頁、二三頁)

石橋委員……国防会議の諸問必要事項の一つとして、防衛産業計画の大綱と

というものが明記されているが 構成員から通産大臣を除外したのはどういうわけか……(三一号、一三頁)(三九号、七頁)

須田委員……第六条の規定の活用によって民間人を国防会議に出席させた場合、秘密漏洩に対する責任はどうなるか……(三九号、一一頁)

3、国防会議事務局について

石橋委員……千五名の転員、七百十九万円程度の予算では、恐らく 独自の立案は不可能であって、防衛庁の幕僚監部あるいは統合幕僚会議あたりで作られた計画を鵜呑みにするという結果になるのではないか……(三一号一四頁)

井手委員……国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛出動の可否などについ

ての原案はどこで作られるのか。防衛庁で作られるのか、この事務局で作られるのか……（三一号、一九頁）（三七号、九ら一〇頁）

苗ヶ久保委員……事務局は重要な案件を取り扱うものであるから、これを総理府の一部局に置くということでなく、当然内閣に直属せしむべきものではないか……（三二号、五頁）

保科委員……国防会議の審議の参考資料に供する国際情勢に関する資料については、いかなる機関によって集収、分析、評価する考えか……、これが中心の総合機関として、現在の内閣調査室の如きものは、もっとこれを強化活用する考えはないか……（三二号　三頁）

……国防は国民のものであるから、国防会議や閣議で審議するだけでは充分でなく、広く国民の批判を向う必要があると思う。これがためにはイギリスの如く、国防白書を作成、公表して国民一般に周知させることが必要

であると思う。かくすれば国防問題に関する国民の理解を深め、その協力を得ることが容易となるのみならず、内閣の更迭によって、国防が大きくぐらつくことを国民が許さなくなると思うが（三二号、三頁）

横井委員……僅か十五人の転員では総理のブレーン・トラストとしては非常な疑問がある。しかも各省から出て来る案というものは事務家が作って持ってくる案であるから来年度はほんの頭を出すだけだというような考えか、将来はもっと拡大していくという考えか……（三四号、七頁）（三八号、一二、一三頁）

稲村委員……内閣調査室を国防会議の事務局として使うという話があるが……内閣調査室はそう云う機関ではないから、そういうものを作るならば、総理府令ではなく、単独の立法として国会の承認を必要とするのではないか（三八号、一三頁）

石橋委員――この法案の二大支柱は　この構成をどうするかということと、
事務局をどう云う程度のものにするかということの二つで　この二つを除
けばこの法案の意味はなくなる。そうしてまたこの二つがいかに軍事を政治
が押えていくかという根本にもなるわけである。二十二特別国会に出され
た案には、民間人を入れる。そして事務局はお茶くみ程度の小規模のもの
であったが　今回の案では事務局は明らかに拡充しているが、その理由は
――（三九号、二頁）

井手委員――国防会議の構成に関する法律案の政令に関する要綱を示された
い（三九号、一七頁）

――この拡大された事務局は、国防の基本方針、長期防衛計画などを立案
するところか、調整するところか――（三九号、一八頁）

稲村委員――国防会議事務局は参謀本部的なものになるのではないか――（三

八号、一二頁）

以、軍事に対する政治優先について、

石橋委員――軍事力が非常に強大になるので　政治が軍事に優先するということが、国防会議のもとにおいては累して可能であるか――（三一号、二頁）

保科委員――英国の国防会議は、一九四四年に発足しており……同国ア代の総理大臣などは、国防の担当者は総理自身であることを言明しているが　鳩山総理の所信如何――（三二号、二頁）

薄田委員――自衛隊発足当時までは、旧軍人以外の人が入って、相当な地位に居ったが、最近は、増員に伴って旧軍人の採用が多くなり、しかも前

にあつた次何期　というふうな人を標準として、後の人を採用する関係上後から採用された者が前にあつた旧軍人以外の者よりも、非常に優位な階級が上位になるというふうな現象があるので、旧軍人以外の者の将来に対する希望を失わしめるおそれがある。――（三四号、五頁）

福井委員――一体、政治が軍事に優先するとは具体的の意味はどこにあるのか。――（三四号、五～六頁）

――防衛出動については国会の承認を経なければならないが、緊急の場合には、国防会議の諮問を経、内閣の責任において出動することになるから国防会議はむしろ国会に優先するというふうなことにもなるのではないか。――（三四号、七頁）

真崎委員――政治が軍事に優先すべきことは当然であるが、一旦戦い出すと勝つためには、政略が統帥に従わねばならぬこともある。――考えなけれ

ばならないことは、軍事を政争の具に供するようなことがあれば、さらにより危険であるということは歴史の示すところである。総理の所信如何。

（三九号、四～五頁）

石橋委員――シビル・コントロールというのは、何も防衛庁長官を文官にしたり、あるいは内局をみんな文官にしたりすることだけではない。――一例であるが、地方の部隊にある制服服務員の中には、飛行機のことは、飛行機乗り以外にわかるもんですか、大臣や局長が何と云つたつて制服が一番よく知つている云々」と大言壮語している者もある。これはほんのささいなことかもしれないが、こう云う考えが発展していくと、将来において、過去のあやまちを再び犯すおそれもある。――だから、かゝることを絶対させないように、法律的にも機構の面でも十分な手が打たれなくちやならないと思う。国防会議の設置もこの精神に則つて作られな

くちやならないと思うが……（四八号、一四頁）

5、長期防衛計画について

辻委員……国防の基本方針について……「祖国を再度戦争の渦中に投じてはならない」という国民の態度にこたえることが、国防の基本方針でなければならないと思う。……その為の努力目標としては、第一に自主的な防衛体制を確立して、米軍の早期完全撤退を実現し、日本の戦略的立場が他国を脅威せず、他国から侵されるすきを与えないこと。第二には暴力革命に対し国内の治安を確保して平和日本を建設し、日米相互の友好と信頼

を保持することによって、いずれの陣営からも侵略をうけないことであると思うが……（三一号、一頁）

横井委員……防衛庁の六ヶ年計画は、憲法とか安保条約の改訂とか、或いは防衛体制の整備とかそういうものをにらみ合わせての六ヶ年計画なのかそれとも単に漠然と六ヶ年計画をたてようとおられるのか……（三四号、二頁）

受田委員……米駐留軍は十万とのお答えであるが、その十万の軍隊を日本が補充しない限りアメリカは撤退しないという条件も考えられるのではないでしょうか。……米軍に撤退してもらうために、長期防衛計画をお立てになっておるのではないでしょうか。（三四号、三頁）

横井委員……わが国の防衛には、日米共同で当る建前である関係から、あらかじめアメリカと協議して基本方針を立てるのか、それとも日本独自の案を立てつつアメリカと折衝していく考えか……（三四号、四ノ五頁）

苗ヶ久保委員……防衛庁試案の長期防衛計画の最終目標は、陸軍十八万、海軍十二万四千トン、空軍千三百機と発表されているが、これを決定する根拠は次のいずれにおいておられるか。（三六号、一ノ四頁）（三七号、三頁）

(イ) これだけの最終目標が完成すれば、自主防衛の確信を持てるという事。

(ロ) 自主防衛の確信は持てないが、日本経済の情勢から、これ以上の防衛力を持つことは不可能であるという一つの限界点に立っているという事。

(ハ) アメリカ駐留軍と共同防衛するという一つの観点から、大体このくらいの目標で一応日本防衛の基礎ができるということ。

細田委員……三十五年度を最終年度として防衛六ヶ年計画というものを立てる限り、年次計画というものは、若干の修正はあるにしても、必ずあるわけであるからそれを発表されたい。……また、陸上自衛隊十八万というと、これは満洲事変当時の旧陸軍十五万よりも相当強大であるのみならず、日

米の共同防衛力を換算すると、そのカは二倍ないし三倍、あるいは数倍となる……日本はそれだけ緊張した国際情勢の中に置かれている、であろうか。また、それだけのものが今日の国防体制として日本に現実に必要であろうか……（三七号、二～三頁）

稲村委員……ソ連から日本を侵略するとか、積極的な攻撃をするというようなことはないと思われる場合において、日本が今アメリカの極東戦略の一部として再軍備することは非常に危険である。……一体日本の経済力で近い将来に独立した海軍ができるかどうか。守るに足るだけのジェット戦斗機ができるかどうか……（三八号、三～四頁）

井手委員……防衛庁の六ヶ年計画を達成するには総額八千三百億円が必要となり、今後毎年六百億円前後の費用をふやして、二千億円近くが必要になる。然るに一方、経済五ヶ年計画によると、国民所得は毎年ふえるが、最

終年度の三十五年度においてさえ、八兆円となつており、その二・二%に対して防衛費の限度は防衛支出金を加えて千七百億円であると強調されている。――国防の基本方針と防衛庁の六ヶ年計画との間におけるこの食い違いをどのように調整するか――（三八号、五～七頁）

苒ヶ久保委員。――防衛庁の長期計画とは勿論関係ないと思うが、――船田長官の私案として或る月刊雑誌に発表されたいわゆる、三、三、三、陸軍三十万、海軍三十万トン、空軍三千機、といったようなものは、今でもやはり、諸般の情勢が許せば、一つの目標として至当と考えておられるか――経済上その他の問題もあると思うが、防衛担当責任者として、この位の防衛力が（応最小限度の限界だという一つのアウトラインをお示し願うことが大変好ましいが――（三九号、一二頁）

――経済的な面から防衛力の限界を国民総所得の二・二%に決めることは

わかる。――しかし片方では駐留軍を撤退させ――日本が独立国にふさわしい防衛力を持つのであると云つて、自衛隊を増強しながら、片方においてはアメリカの海空軍等がほとんど永久的に日本を占領状態に置くということは、日本の大きな悲劇であると思う。――試案が完成する迄の経費の総額はどれくらいか――（三九号、一二～一三頁）

井手委員――防衛六ヶ年計画にアメリカから供与されると予定されている兵器類――装備――などはどの程度のものか――いわゆる八千何百億円の中にどの位入つておるのか。あるいは外であるのか――総体の何割くらいを供与に期待されておられるのか――（三九号、二一～二二頁）

6、米駐留軍の撤退について

受田委員……現在駐留している十万の米軍に相当する防衛力を日本が補充しない限り、アメリカは撤退しないのか……米軍に撤退してもらうために日本自主の軍隊を作るために、長期防衛計画をたてているのではないか。……防衛六ヶ年計画が三十五年度に一応完成したならば、米軍撤退の基礎ができるとも云われるが、……その時にはアメリカが撤退するという話し合いをなせにできないのか……（三四号、三～四頁）（三七号、七頁）

細田委員……今は世界の大国が軍縮の方向へ向っておる。……世界情勢を分析して現実に撤退時期を明示しろとアメリカに提案すべき時期なんです。一番いゝ時期なんです。……もちろん私は日本だけで国防体制を全うしろなんということは云わない。今は国際連合なんかを通じて、お互いに共産圏の国であっても自由主義国家にしても、協力体制をとっているのですから、

この協力体制をとっているのと、城下の誓いを受けてその強圧下に結んだ日米安保条約とはおのずから性質が違うと思う。しかるに日本の城下の誓いを受けたあとの安保条約では、これは無期限です。こういうことはまず国防だ独立だといって、国民生活をあえて犠牲にしてまでも一千四百億円の予算を使われるあなたたちとしては、まず第一に考えるべき問題じゃないですか。……しかも先ほどはこの六ヶ年計画が実現されたときは一応米軍撤退の基礎ができるというのに、今から何年後にはそういう交渉に移るのだというめどをつけないで、ただあなたは軍を拡張しておられるのですか。……（三七号　三～五頁）

稲村委員……結局、米駐留軍は、極東全体に対する戦略予備のために駐留していると思うのです。……それで日本軍が日本の自衛ばかりじゃない。つまり安保条約第一条の中にある極東における国際の平和と安全に寄与するた

めに使用することができるこのアメリカ駐留軍に代って　日本が極東において戦略予備軍としての任務を果し得る能力を持つに至ったときに、初めて撤退する、こういうことになるわけですか。（三八号、二～三頁）（三九号、九頁）

――今次三次大戦は無論起らないと思うが――アジアでは何といっても中共とアメリカとの間の問題であると思う。そういう場合において、局地戦でも原爆を使うことになる。その場合に、日本にアメリカの軍事基地があるということが危険なのだ。――これは巻き込まれないといっても、どうしても巻き込まれざるを得ない。だからできるだけ早く、アメリカの軍事基地をなくすことと、撤退してもらうことが絶対必要条件だと思う。――だから防衛をこの程度にしたら、どうしてもすべきではないか。――（三八号、一三頁、～一五頁）

西村（カ）委員――総理はとにかく、日本の自衛力増強が米軍撤退と相関々係にあるということを認められた。――自衛力の増強を相当の国費を使って、あるいは憲法を改正してまでも本格的に整備していこうという考えであるから、やはりどうしても、その努力を国民に承認させるには、自衛力の増強によって、日本の安全が確実に守り得るのだという確証、それから真の日本独立の姿が完成される、すなわちこの不名誉な米軍の駐留を確実に解散し得られるのだという保証を国民に総理大臣としては出すべきだ。――（三九号、八～九頁）

7、国際関係について、

横井委員……防衛六ヶ年計画完成の暁には、国連への加盟、集団防衛の一員になり得る一応の目安があるかどうか。……（三四号、二頁）

受田委員……国連加盟の条件としては、日本の防衛体制を整備する必要がないならば、現在政府が企図している防衛力の増強は、結局、日米の立場における日本の防衛計画においての計算であつて、国連加盟というわれわれの一つの目標を達成するための条件ではないということに了解してよいか。……（三四号、二～三頁）（三八号、一〇頁）

細田委員……日本は一応アメリカ軍撤退の基礎なれりとする程度の軍備を持つたとなると、日本の軍備というものは、アメリカ軍を加えるから、実質的には非常に強大なものとなる。かくては隣邦諸国に脅威を与えるおそれはないか。……（三七号、五～六頁）

飛鳥田委員……世界の情勢は次第に平和の方向に向きつゝあることは、先般総理もこゝでお認めになつたはずだと思うが、……ソビエトの第二十回大会で行われたフルシチョフあるいはミコヤン氏の演説は、世界各国に対して相当な反響を及ぼしつゝあると考えるが、両氏の演説に対する所見は……（三九号、七頁）

西村（力）委員……日本はかつてアジアの一番先進国だとか、アジアを解放するといつて侵略したことは事実だ。これに対して金銭的な賠償以外に、新しい行き方をとつていくことが、賠償の本質であると思うが（三九号）（一〇頁）

受田委員……アジア諸国の新聞は、日本の再軍備計画が強行されつゝあることに対し、痛烈な批判を加えている……アジア諸国家に対する影響力をどう考えているか……（四〇号、七頁）

……故デマンドラボースの実兄その他の責任者が日本来訪の目的などについ

いてどんな情報があるか。……（四〇号、八頁）

8、日米安全保障条約について。

横井委員……安保条約の改訂については、日本の防衛体制が整つてないし、憲法も改正されないために、これを持ち出すことができないのか……

要するに、防衛体制がだんだん整つてくれば、安保条約の改訂も由来るのだというふうに解してよいか。……（三四号、一～二頁）

受田委員……米駐留軍にだけは、日本の責任において、原子兵器を断じて使用せしめず、また持ち込みもさせないという位の強硬な態度をもつて勇敢

に申入れる用意があるか……（三八号、一一頁）

西村（力）委員……安保条約によつて日本の平和は守られてきたか……その具体的な例はどのようなことがあつたか。……アメリカのお小言をいただいて、五大飛行場を強奪をもつて拡張しようとしている。……政府は日本の政府であるかどうかということに対して、日本国民が疑惑と強い反発態勢をとつているが……アメリカ軍の駐留は、アメリカの利益のためではないか。……（三九号、八頁）

苗ヶ久保委員……昭和三十五年度、長期防衛計画が一応完了した際には、アメリカ駐留軍の撤退する基礎ができるということであるか、国際情勢の変化と自衛体制の強化が相進行する過程において……日米安保条約は、締結された時代とは非常な差異があるのであるから……この辺で日米安保条約並びに行政協定、特に軍事基地等の非常に重大な関連のある行政協定

考は、一応内容を検討して改訂する時期に到達しているのではないか――たゞ無責任にまだ国力が整わぬではいかぬと思う。日米安保条約の内容の改訂を日本がアメリカに申込み、アメリカがこれに応じて、これが実現するためには、日本の国力がどの程度のものであればよいか――日米安保条約は、アメリカが本当に親切心から日本を守るために作り、そのためにまた駐留軍が六百箇十個所という膨大な基地を持ち、四億一千万坪という膨大な土地を使用しているが、ほんとうに日本をかわいくつて、あゝいうふうにしているものか――（三九号、一三～一四頁）

――満洲事変を起して満洲国を独立させ、日満義定書というものを作り、関東軍を置いたが――あれは日本防衛の第一線であるために関東軍を置いたので、決して満洲国を守るためではない。――ちょうど日米安保条約は昭和七年当時の日満義定書と相通ずるものがあると思う。むしろ内容か

ら云つたなら、アメリカと日本の立場はもつと深刻だと思う。――この辺であの日満義定書当時のことを思い出して、アメリカと日本の立場をはつきりして、そして国民がこゝで日本民族のさらに発展への基礎を作る時代じやないかと思う――（三九号、一四～一五頁）

――政府は今はじめて、アメリカが駐留軍を置いて日本を防衛することは、アメリカの防衛のためであるということを答弁された。これは重大なことである。私どもが主張したことゝ同じだ。従つてそう云うのなら、日本が安保条約の前段によつて、日本防衛の責任を負うと云つたならば、当然、日米安保条約は廃棄すべき時期が来たと思うのですが――（三九号、一五～一六頁）

石橋委員――外務大臣が昨年渡米される前に、当時の砂田防衛庁長官と防衛問題について十分お話合いをされたと考えるが、――あなたがダレスさ

んに御説明されたときの防衛計画はどの程度のものであつたか――

――外務大臣がダレスとの会談後に発表された共同声明には「……急迫した危険は当分ないようだが、極東においては不安定の要素が依然として残つておるというふうに両者の意見が一致した云々――」とあるが、この不安定の要素というのは、いかなるものを具体的に指摘されておられるのか

――中共あたりを信用できないという情勢分析の上に立つて、諸般の対策が立てられているとしか考えられないが、そのように理解してよいか――

――日米安保条約の前文にも、これと類似の表現がある。すなわち、日米安保条約は、一つには日本が敗戦によつて武装解除されたという条件の下に、もう一つは、無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されないという情勢の下において締結されたのである。――従つてこの二つの条件に移動があれば、安保条約にも当然移動を生ずるのが正しいと思う。――

――「無責任な軍国主義がいまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある」――「体無責任な軍国主義がいまだ駆逐されていないというのは、どういう状態を御指摘になつているのか――

また、かゝる状態が現在なお続いているとお考えになつておられるか――

――（四〇号、九頁、一五～一六頁）

――共同声明の中には、日本が自主防衛を確立することが、西太平洋の安全に寄与することになるのだというふうな弁明をされておつたようであるが――より相互性の強い条約にかえることが適当であろうということも同意されたという共同声明がなされている。――どの程度に相互性の強い条約をお考えになつておられたのか――（四〇号、一六頁）

9、急迫不正の侵略と自衛権について、

苗ヶ久保委員――急迫不正の侵略に備えて、自衛隊という大きな組織を作り、さらに国防会議を作るといわれるが、ただ単に急迫不正の侵略があるかも知れぬという抽象的な言葉だけで、こういつた既成事実を作り、これらが国政の中心にどんどんと大きなウエートを持つてくることはまことに重大である。――日本は現に急迫不正の侵略を受けるような危険があると思うか。

あるとすればどういう方面からあるか――

――板付飛行場におけるアメリカ軍の司令官の話によると、アメリカ空軍は大陸、ソ連、中共圏から急迫不正の侵害があるという想定のもとに、駐屯していることが明らかであるが――自衛隊の配置状況すなわち北海道、本土、九州、の一連の配備状況を見ると、これは訓練その他において、明らかに自衛隊そのものは対

ソ連、対中共の防衛体制をとつてあるが、この点についてはいかにお考えか――（三二号、五～七頁）

細田委員――日本の過去において急迫不正の侵害があつた、かどうか、そういう事実が厳然と歴史的に証明されているか――どんな戦争でも、特に二十世紀に入つた戦争はすべて自衛を目的とし、国防を名目とした戦争になつておる。特に日本のいわゆる日清、日露戦争においても、これは敵の侵略という名目で立ち上つている。太平洋戦争またそういう言葉で国民に呼びかけている。ですからどういう程度を急迫不正の侵害と想定されておるか――日本国が歩ゆんできた過去の経験に照らして、従来の日本にいわゆる急迫不正の侵害があるのか――日露戦争においても、日清戦争においても朝鮮における、満洲における問題が契機になつたことは私が申上げるまでもない。――こういうような問題

であったならば、現在は世界の平和機構が或る程度の役割をする。
――あなたのいう過去において急迫不正の侵害があったとするならば、過去において日本が経験した程度の急迫不正の侵害があれば日本は立ち上るか。――あなたのおっしゃる自衛権と交戦権の限界はどこにあるか、云いかえれば自衛権とはどういうことをいうのか、その定義は。――（三二号、六ウ七頁）

苫ヶ久保委員――長官は力の均衡ということを云われた。アメリカとソ連の関連において、ソ連が一方的に軍備を撤廃し、あるいは縮小するということは、とても考えられない。力の均衡ですから――力の均衡は、ソ連、中共の共産圏とアメリカの自由諸国との均衡であるから、長官がいくら希望されても、ソ連だけが軍備を撤廃し、縮小するということは不可能である。私がお聞きしているのは、ソ連が軍備を持っているいないではなく、

また仮想敵国であるかないかではなくて、日本に対して侵略する危険性があるかないと考えているかどうか。――（三六号、七頁）

岡田委員――船田さんは二日の本委員会で、急迫不正の侵害があった場合に、敵の基地を空襲できる、飛行機によって攻撃を加えて引揚げる、つまりやむを得ず敵基地をたたく場合に、航空機に乗って爆撃してすぐ引き返すという場合にも、これは海外派兵ではないということを云うておられる。さようう承してよろしいか（三八号、八～九頁）

10、自衛隊の防衛出動について

受田委員――国会閉会中に、総理大臣が特権をもつて直ちに出動命令を出すということでなく、早急に臨時国会を召集する手続をとつて、国会の意志を尊重する手続をとるか。――アメリカ軍との共同作戦の場合以外に、総理の単独命令で自衛隊法第七十七条の出動をなし得る場合があるか――外部からの武力攻撃に対する出兵の場合は、行政協定第二十四条の束縛を受けないか――（三九号、一一頁、二四頁）

細田委員――この前の朝鮮事変ですが、御承知のように満洲が基地となつて、南鮮の米軍が攻撃を受けていた。――あなたのいわゆる客観的な脅威にさらされた状態というのは、どういうことというようなことでなく、満洲の基地をたたくということは、結局、マッカーサー司令官に対して許可がなかつたのですが、あなたのいわゆる客観的に危険にさらされた状態というのは、どういうことですか――（三九号、二四頁）

受田委員――日本自体において防衛出動を単独になし得るという場合はないのではないか――防衛出動を命ぜられた、そして国家が不承認をしたという場合に、国会そのものは、今日米の共同作戦で自衛隊が出動しておるのだから、アメリカによつて束縛を受ける心配はないのか――（三九号、二六頁）

石橋委員――アメリカとの関係において、行政協定の第二十四条に従つて、事前に協議をするから、国内で問題になるようなことはないと答弁されるが――これは政府当局において条文を読み誤つておられるのではないか――（三九号、一一～一二頁）

――安保条約第一条によれば、間接侵略が行われた場合には日本政府からの要請がない限り、米駐留軍は動かない。しかし直接侵略という形のもの、結局外部から日本が安全を脅かされたというような状態の場合には　別に

日本政府の明示の要請を必要としないで、直ちに駐留軍は発動することができるというふうになっているように思うが……（四八号、一二頁）

……外部からの武力攻撃のおそれある場合には、国会の承認を得ることは易いと思うが、実際に外部からの武力攻撃があった場合には、果して国会の承認を得るいとまがあるかという点について多大の危惧を持っているが……（四〇号、一三頁）

……外部からの武力攻撃のおそれある場合に、国会の承認を得て出動した自衛隊でも、必然的に武力行使ができることになると思うが、この点間違いないでしょうか（四〇号、一四頁）

八、自衛隊の強化について

辻委員……自衛隊の任務は、直接侵略と間接侵略に対し、わが国の平和と安全を守るにあるが、これらの侵略の将来の形相は根本的に違ってくる。すなわち、直接侵略の形相は過去における戦争の形態と全く異り、誘導弾、または空軍による原爆攻撃に支援されて、空挺部隊が政治、経済の中心地に降下する、ついで海上よりの上陸部隊がその占領を確保するという事態が予想される。……アメリカの中古兵器によって陸上自衛隊中心の頭数だけをふやす防衛では、到底かかる直接侵略に対抗できないと思う。……間接侵略の形相を判断すると、労働争議が悪化してゼネストになり、重要産業が麻痺し、行政機能は停止し、社会不安から内乱状態になり、密輸によって外国から武器が補給されるという事態が考えられる。……かかる間接侵略に対抗する方法としては、外国におけるが如く、鉄道連隊、通信

部隊、あるいは電源連隊等を設置する必要があると思う。かゝる両侵略に対する政府の対策如何――――（三一号、二～三頁）

――自衛隊の成長に伴い、陸、海、空の対立抗争が激化することは自明の理であり、日本敗戦の大きな原因が旧陸海軍の対立にあつた。アメリカにおいても現に、陸、海、空の対立に悩みぬいている。――今にして三自衛隊を統一の方向に指導しなければ、将来に大なる禍根を残す。その第一歩は服装を統一することがまず第一で、それは補給の点からも経済的である。しかるになぜ、陸海空自衛隊がアメリカの陸海空軍のまねをした服装をして、日本の自衛隊であるにかゝわらず、異った服装をしておるか。この服装の点から見ても、自衛隊が傭兵的性格を表わしておるといわれても仕方がない。これは予算、法令に大して関係ないことだ。その陸海空自衛隊の服装を、長官は独自の見地に立つて傭兵的性格を抜き、三軍統一の方向に

改める意志があるかどうか。――――（三一号、四頁）

受田委員――木村元保安庁長官は、志願兵制度の限度は二十二、三万であつて、それを過ぎたならば、徴兵制をしかなければならないと、二十九年の内閣委員会で答弁されたが、現政府の考えは――――（三八号、一ゝ頁）

12、基地問題について

辻委員――日本の自衛力が年々増加するにかゝわらず　いまなお十万の米軍が駐屯し、その基地はかえって拡張の方向をたどっている。これでは日本

を守るための軍備ではなくして　日本を基地としての対ソ軍事基地であるという観念を国民に与えることは、社会党諸君の宣伝を待たなくとも明瞭な事実である。――政府は勇気をもつて、所ヶ谷台上の極東軍司令部は沖縄に移すか、少くとも座間に移すべきである。また巣鴨に拘留中の戦犯は一日も早くこれを無条件釈放するという処置を全国民を代表してアメリカに要請すべきじやないかと考えるが――（三一号、四頁）

田村委員――政府はどうもアメリカに対して軟弱であるとの印象を全国民が有していることに留意すべきである。駐留軍の諸施設を整理するとか、あるいは基地拡張は　自衛隊の必要性に応じて行うべきであつて、アメリカのために行うべきではない。あるいは日米安全保障条約を全面的に改訂する、あるいはまた国大衆は不平不満を有している。これらの実体に対して総理は目をおつてはならない。対米態度をきぜんとなすことによつて、

われわれはソビエトに対しても堂々と主張できるものと信ずる。たとえば領土問題においても、われわれは、国後、択捉その他の島々に対してきぜんとして要求はなすべきでございましようが、しかしながら南千島の返還要求をするときには、同時にアメリカに対しても小笠原や沖縄の返還を要求すべきだろうと思う。何でもかんでも、アメリカさんのおつしやる通りという考え方を政府は持つてはならない。同時にまた国民にも持たしめてはならない。私どもはアメリカの日本州では絶対にない。立派な独立国家としての日本国という誇りを持つているのだ。――――ソビエトのわが国に対する非道な態度も、わが国の対米政策の転換によつて、いくらか好転するのではなかろうかと考えている。――――（三二号、二頁）

床次委員――米軍の基地問題について、今日成多の紛争があることは甚だ遺憾だ。本来基地なるものは単に米軍の利益のためにのみ使用せられるのでは

なくして、わが国の安全確保のために設けられているのである。将来においては、自衛隊、国際安全保障機構あるいは双務的な安全保障条約等によって供せられることゝなるのであろうが、いずれにしても、必要最小限度にとゞまるべきものであると思う。同時にその程度のものはわが国においても必要であることは明らかだと思う。――現在の基地については、やはり国民の十分な理解を得なければならない。わが国の安全のためには、基地確保の必要なことを国民に徹底せしめることが必要だと思う。この点今までで政府のとった米軍基地に対する態度は、あまりにも消極的であったがために、かえって反米思想の醸成に利用せられ悪用せられざるごときことも なくはなかったということをおそれる。従って今後は、防衛計画の確立とともに、必要最小限度の基地の予定が必要じゃないか。そして基地の設定に対しては、国民の積極的な協力を求めることが必要と思う。(三八号 二頁)

(注) 特定の基地に関して行われた質疑は これを割愛いたしました。

13. 防衛分担金について

受田委員……西ドイツでは全部英米仏三国の分担金を拒否した実例もあるのだが……日本政府はドイツに学んで今年直ぐということでなくても、近い機会にこの分担金を断わるような熱情を持っているかどうか……(三七号、八～九頁)

細田委員……どうして防衛分担金が半減の程度でやっていくことが日本のためにいゝとお思いになるか。ドイツは拒否したのだから日本でも拒否し

たらいゝでしょう。ドイツより条件のいい日本です。アメリカにとつては四十八州に一つ加えて四十九州になつた。日本は実に従順そのもので、いい従属国ができたと思つていると思う。これは正直なところ私はそう思つている。長官は防衛分担金を半減してもらつたから結構だ。これでいゝと云われるが、日本ではまだもつと減らしてもらいたい。国防費をもつと減らしてもらつて、民生安定の方に向けてもらいたいと国民全部が思つている。それをそんなに犠牲を払つて、あなたの方で何と云おうと、アメリカの意向によつてどんどん軍をふやしている。従つて分担金はどうして全部やめて欲しいというように出ないか。――共同防衛を条約でうたつているからと云われるが、西ドイツは共同どころではなく全部守つてもらつている。それですら拒否するのだから、アメリカのよりよき忠実な従属国としての日本なら、まことにお説の通りだ

と思う。――（三七号、九頁）

飛鳥田委員――防衛分担金は行政協定に基いて、米駐留軍の駐留経費のうち基本的な経費を除く派生的な経費について、日米折半負担するのが原則で初年度において五百五十八億円を負担した。この金額はその後変化してまいったが、その変化の状況と申すと、折半した日本側分担金の中で、日本の防衛努力として支払つた分だけは軽減してもらうという形で変化が生じて参つたのであつて、従つて原則的には折半原則というものはいさゝかも変更していない。――日本側が今後どの位の金額を防衛分担金として支出していくべきか、本年度負担の三百億円が果して妥当か否か、ということを判断するには、相手方である米軍が支出している防衛分担金を十分把握した上でなければならないことは当然である。

――日米合同委員会でとりきめた「防衛分担金の支出手続」によると、米

軍は、ドル支出については、ドル勘定債務負担行為明細表を日本政府に提出して、ドル分の支出明細を日本政府に通告する。また円勘定についてもっと詳細に支拂明細表並びに支出負担行為明細表と二本建の明細表を提出することになっている。これを大蔵省が十分に把握していたならば、防衛分担金の使途について決してあいまいな部分は出て来なかったと考える。ところが現実には、ドル勘定債務負担行為明細表は、昭和二十七年度いっぱいしか日本政府に提出されておらない。そして円勘定支出明細表、円勘定債務負担行為明細表は、昭和二十八年の第一四半期までしか提出されておらないという事実を大蔵省の方が確認された。一体こんなにやりっぱなしことで、政府はその責任をどうおとりになるのか。……アメリカの会計法が変ったから仕方がないという御説明もあったが……米国の国内法の改変ということで、国と国との約束を破ることができるのか。……そのよ

うな説明で政府がもし満足するならば、……それこそアメリカに対する隷属的な態度だと云わなければならない。……アメリカの法律が変ったからできないなどというようなそんな空文めいた経理手続を何で日米合同委員会できめるのか。そんな不見識なことでどうするのか、三百億円は国民の税金だ、……アメリカが完全に日本駐留の派生的な経費として支出しているかどうかということを把握することは大蔵大臣の任務です。あなたの国籍はどこですか。……なぜ三年間もこういう不明確なまゝ放置しておゝきになるのか……こういう基礎的な作業なしに、防衛分担金削減の交渉をするなどということは、から手形ですよ。なぜ敏速な手続をとらなかったか。……

……御説明によると防衛分担金のうちのアメリカのドル支出は、昭和二十八年度において二億二千万ドルないし二億五千万ドルくらいである。

昭和二十九年度においては一億八千万ドルから二億万ドル位であり、三十年度においては一億六千万ドルから一億八千万ドルくらいであるとのことであるが、昭和二十八年度においてニ億ニ千万ドルからニ億五千万ドルぐらいの間であるからその差額三千万ドルというものは実に大金ですよ。こんな大幅な把握が正確な把握といわれますか。――(四〇号、一ノ二頁)

――日本側とこれに見合う米軍の支出する防衛分担金とが、比べてみて日本に不利益でない程度ならばよいとのことであるが、しかし事態を正確に把握しないで、比べてみることは不可能なはずです。その一つの事例をあげてみても、今経理局長が云われたような朝鮮向けの特需、沖縄向けの特需、台湾向けの特需というようなものは、数字的にある程度われわれでも計算できる。ところがいわゆる飛行機修理、車輛の修理などというものに至っては、果して駐留軍の維持のために支出されたものであるかどうかは、は

なはだあいまいになって参ります。――

――米軍はここに極東空軍として空軍を置いているが、これは日本の守りにだけ使っているわけではなく、至るところに駐在させている。この飛行機やエンジンのオーバーホールというようなものは、一体日本駐留のための経費とは云い得ないのであって、これを分けるための方法をあなた方がはっきり知って居られるならば教えていただきたい。――この飛行機修理、車輛修理というものは、実に大きな金額に相なっている。車輛修理という形で米軍が支出する金額のうち、大部分は今まで朝鮮向けの車輛修理であった。これが実際防衛分担金から出ている。朝鮮における車輛修理が米側支出の防衛分担金の中から出ていると疑わしめる事実はたくさんある。――

――私が防衛分担金と申しあげたのは、正確に云えば米軍預金振り込み

勘定のことです。この中で防衛分担金とその他のものとがすべてごっちゃになっているということを先ほどから申し上げているのですが、たとえば建設工事という項目がある。ところが建設工事の問題について工事場所の明確になっているものが非常に少い。――これがみな米軍の資金振り込み勘定から支出せられておって、しかもこれが防衛分担金とごっちゃになっているというおそれを非常に感じる。ところが実際調べてみると、おそらくこれは沖縄、朝鮮、あるいは硫黄島などにおける建設工事ではないかと考えられるが、これを正確に分類する基準を持っているかどうか――(四の号、三頁)

――ついでに空軍基地建設の問題を考えてみると、特需契約サービスの部に、空軍基地建設の費用というのが非常にたくさん含まれている。これは一体防衛分担金に含まれるものでしょうか。米駐留軍の維持費と考うべきものかどうか……

――先般大蔵省の御説明をいただいてから、何日も何日もソロバンを握って私自身が逆算したところによると、米側の支出した防衛分担金は、二十九年度において八千八百八十三万ドル、三十年度において一億一千五百万ドルにしかならないので、あなた方の計算ははるかにこれを上廻っており、日本はアメリカ軍よりも多くのものを支出していると考えざるを得ないわけです。こういうことのないようにあなた方は経理手続を三月八日に変えたと云われるが、これは日米合同委員会の中でお互に合意が成立して、しかもそれの関するところはわれわれ国民の税金に関する経理手続であるから、これを発表できないというのはどういうわけか。何の差しかえもないと思うが……

――防衛分担金の米側支出に対する把握というものは、実にずさんきわまりないものである。――しかもこの問題は将来防衛努力が認められる

に従って漸減をするという声明を、これは船田さんもなさつておられるのであつて、今後防衛六ヶ年計画を遂行していく上に非常に重要な問題である。（四〇号、四頁）

兵器生産について

辻委員……歩兵中隊に配当されているカービン銃、ライフル銃について私が調べたところによると、その命中試験は三〇%が廃品同様で音は出るがたまは当らない、残り三〇%がその附近に行き、正確に当るのは残りの三割に過ぎない。……こういうことで一体任務達成できるのか。これの更新といわゆる携帯兵器その他軽兵器の自給自足について、防衛生産というものに非常な欠陥があると思うが……（三一号、九頁）

……アメリカの古ぼけた兵器をもらいさえすればいいという安易な考え方で予算をつかうことなく、できるだけ研究費を生み出して十年の空白を埋め、世界におくれをとらぬよう科学技術に追いつくところに金と努力を集中されたい。（一つの例であるが）アメリカの最新潜水艦アルバコアは、原子潜水艦よりも速く、現在では世界最強の潜水艦であるが、このアルバコアの原理は日本旧海軍の末期において考え出されたものである。二年後における世界の潜水艦情勢は恐らくアルバコア型に切りかえられると思う。……今三十億円の金を投じて潜水艦の建造に着手しても、これが二年後に出来上つた時には、もはや実戦に役立たない落伍したものとなる。であるから、潜水艦の規模を縮小して三十億円の半額でも或は四割でもよいから、できる

だけ研究費にあてるべきである。――（三一号、七頁）（三七号、八頁）

飛鳥田委員――ジェット機の第二次国産化問題について――（三八号、一五七頁）

(イ)……新聞発表の細目取り極めによると、「一、(ア) F86Fについては米国政府は当面で別途合意される「F86F計画の　ための供給表」の定めるところに従い、」――さらに「上記供給量に相当する一年間分の予備品並びに治具の一部を無償で日本国政府に提供する」(エ)の項をみると、「T33A計画のための供給表」に従い無償で日本国政府に提供する。こういうふうになってあるが、いわゆる無償供給表については全然発表されていない。公表されない法律的な根拠を明示されたい。

(ロ)……ジェット機の国産化については、日本も相当の金を出しているのに、これが廃棄や用途変更の場合に、MSA協定第一条第三項に従って、一々

アメリカの許可を必要とするということは――まるで奴隷ではないか――

(ハ)……国産化たる以上、ジェット機のF86のいろいろな規格は、当然日本人の体格に合わせて作るべきものであると思うが、一ミリでも一センチでもその規格の変更が許されない。――これでは、日本に相当な負担をさせておいて、いざ必要になったら、日の丸を星に塗りかえて持っていってしまうと勘ぐられても仕方がないじゃないか。――

(ニ)……アメリカの特許を使うのだから仕方がないと折衝すべきではないか――日本人の身体に合うように直さして欲しいと折衝すべきでしょう。――飛行機だけではない、M三十五トン戦車でもその大きさが違うでしょう。――

(ホ)……現在計画されている飛行機の生産数と六ヶ年計画終了後の必要機数とは相当な開きがあるから、どうしても余らざるを得ない状況になると思う。――そうした場合に外国に輸出する考えがないと云うならば、さ

らに計画を増大して六ヶ年計画完成後も、もつと機数をふやす考えか。――

(ヘ)――無償供与を受けた部品を将来国産化していく場合には、日本の会社が当然その特許料を支払うということですね。――

西村（力）委員――日本の防衛産業というものが、自衛隊の増強方針とかそういうものでまかない得ないとするならば、東南アジアに対する武器輸出というようなことを考えて、防衛産業を大いにやらなければならぬ。――そういう考え方から、このシリアに対する武器輸出について、外務省が積極的になつたのか。――（四〇号、一八頁）

15、民兵制度について

辻委員――日本の自衛隊の建設は、海外に戦場を求めないということが原則であるが、アメリカ軍制の建前は、戦場を海外に求めることを原則としている。しかるに日本はアメリカ軍制に模倣している点が多い。むしろ私はスイスとかスエーデンのような軍制に模範をとるべきものじやないかと考える。そういう意味からしても、民兵制度は極めて重視すべき価値をもつている。砂田前長官はこの点について積極的な考えをお持ちのようでしたが、現長官はいかなる構想を持つておられるか。――

――最近施設部隊のブルトーザーが、民間の希望によつて農地改良、道路建設等に積極的に協力し、国民から感謝されておることは、過去の軍隊に見られなかつたよい点である。それを更に拡張して国土開発の大事業、た

とえば、全国の織貫自動車道路の建設などに動員されたならば、その成果は
刮目して見るべきものがあろうと考える。国民の信頼を得て、軍備に対す
る認識を改め、建設と開発と郷土の自衛というものを兼ねた独創的な民兵制度
が生れてくるのではないか。鉄砲を持った民兵制度じゃなしに、農地の改
良に役立し、道路の建設に役立し、それによって国民感謝の上にみずから
を守ろうという認識を高めて郷土自衛隊を発足させぬと、鉄砲のうち方を
中心にした郷土自衛隊というものは現状には即さない。これは一つ大きな
独創的な考え方と思うが、いかがですか。……！（三一号、三ページ）

② 防衛二法案に関する質疑・応答抜すい

1、国際情勢の判断について（一二号、一三頁～一四頁）

細田委員……早急に自衛体制を整備するような国際情勢のもとに今日本が置かれておるのかどうか、この点一つ長官の御意見を伺いたい。

船田国務大臣……国際情勢をどうみるかということは、私は大体において外務大臣が外交演説で述べられておるところを前提といたしておるわけであります。すなわち繰り返して申し上げれば、原水爆をもってするような第三次世界大戦というようなものが、今直ちに起るとは考えられません。しかしさればといって部分戦争なり冷戦が全く終ってしまったということは、これまたそれだけの確信を持つわけには参らぬのでありまして、国際情勢を見て参りました場合におきましては、わが国の国力及び国情に沿う

防衛体制をできるだけすみやかに整備することが必要である。かように見てある次第である。

2、防衛増強計画について（八号　二頁～三頁）（一一号、一〇頁）

受田委員――昭和三十五年度をもつて完了する目標である防衛庁試案の各年度別計画を示されたい。

船田国務大臣――年次計画というものはまだ出来ておりません。国防会議に諸般の材料を提供いたし、そうしてわが国の基本的な国防計画等について御審議を願う。そうして政府案としてこれを確立するように致したい。現在

においましては、防衛庁の試案といたしましても、年次計画というものをまだ作成しておらないのであります。

受田委員――政府は少くとも昭和三十二年度の増強計画の大綱は持つておると思うが。

船田国務大臣――昭和三十二年度の最終目標を達成するためには、ある程度の増強をしなければならぬということは勿論考えておりますが――――

アメリカからの初度交器の調弁ということにつきましていろいろ折衝をして、何うからもらうものも相当に見積りを立てていかなければなりませんし、また経済、財政各般の事情も勘案して参らなければなりませんので従いまして、三十二年度の予算につきましては、本日ここにお示しするほどの具体的なものができておらないのであります。

受田委員――政府の増強計画は陸上備重で海、空を軽視しているのではないか。

船田国務大臣――駐留軍の陸上における戦斗部隊のだんだん引いていくということもよく勘案いたしまして、陸上部隊を多少海空に比較いたしますれば、偏重的に増強を怠いでおるという事情はございますが、軽視しておるというようなことは絶対にございません。海空、殊に空におきましては相当財政負担が重くなるものでありますから、その財政状態を勘案して、三十一年度の予算を計上しておる次第であります。

○国防省への昇格問題について（八号、三頁～四頁）

受田委員――前砂田防衛庁長官の国防省設置の私案を船田防衛庁長官はいかに考えているか。

船田国務大臣――国防省の設置につきましては、国防省あるいは防衛省と申しましても差しつかえありませんが、一省になることを希望は致して　お

ります。しかし現在行政改革の問題も論ぜられており、予算の関係あるいは一般の行政機構の問題等を勘案して最終決定をしなければなりませんので、検討はいたしておりますけれども、政府としてはまだ成案を得ておらないというのが今日の実情でございます。

○部隊の配備について（一一号、一一頁～一二頁）

受田委員――北海道及び九州に部隊配備の重点が置いている理由いかん。

林（一）政府委員――「北海道、九州は何と申しましても中央より離れている地点でありますし、また地理的環境から申しまして諸外国に近い。また交通の点から考えても非常に不便なところであります。そういう方面から配備するということが、たとえば外部から侵略があったとか、あるいは国内

に暴動が起つたというような場合を考えましても、やはり遠く離れた方面から配備するのがいろいろの点から好都合であるというような見地からであります。」

「部隊配置の原則は、防衛的な見地ということが第一でありますが、もう一つは訓練のために必要な演習場、射撃場というものゝあるなし、便、不便、あるいは現在は新しい施設を作る場合においては相当の金がかゝるというような点から考えまして、既設の建物を利用するというような点、いろいろな点を考慮しまして配備しているのであります。」

3、自衛権の解釈及び海外派兵について

(一二号、五頁～六頁)
(一四号、九頁～一一頁)
(一五号、一頁～三頁)
(一六号、一二頁)

受田委員 ―― 急迫不法な攻撃に対して正当防衛をする、こういうふうな解釈をもつてするならば、正当防衛というのは向うの攻撃を加える側の航空機発射基地というようなものが潰滅されざる限りは、この正当防衛ということの目的は達し得ないと思うがいかゞでございましようか。迎えて討つだけで正当防衛が全うできると思うか。

船田国務大臣 ―― 理論的に申せば、今、受田委員が仰せられたようなことまでも正当防衛に入るかもしれませんけれども、現在の自衛隊は現行憲法のもとにおいて憲法の許す範囲内においてこれを整備し、わが国の防衛体制を整え、またその訓練をいたしてあるのでありまして、これによりまして

海外派兵というようなことは全然考えておりません。

受田委員――飛行機にのって敵の空襲部隊の基地を襲う場合は海外派兵と考えるか否か。

船田国務大臣――厳密な意味においては、海外派兵とは区別さるべきものだと私は考えます。

受田委員――自衛隊の飛行機によって敵の空襲基地を襲うことが海外派兵でないとするならば、今後日本の持つ自衛軍というものは、現憲法をもってしても、海外における敵の空襲基地を襲うために飛行機部隊を派遣してどしどしと戦って帰っても、憲法違反にならぬということになると思うのでありますがいかがでございましょうか。

船田国務大臣――海外派兵という場合には、これは何らかの武力行使を行う目的を持って、外国の領土に上陸することを含む概念であると考えられます。

すでございます。そういう海外派兵ということは、現行憲法のもとにおける自衛隊にはまずないし、またやらないと存じます。

しかし敵の基地をたたくかなければ自衛隊ができないという場合において敵の基地をたたくということは、先ほど申し上げました海外派兵とは区別さるべきものと存じます。

受田委員――大東亜戦争の緒戦においてハワイの空襲をやったが、これは海外派兵であったか、いかなる御解釈をされましたか。

船田国務大臣――結局、ハワイ攻略が自衛のためであったかどうかということの判断による以外ないのでありまして、これもこの席上からたびたびお答え申し上げてある通り、公正な史家の判断を待つ以外になかろうと思います。

石橋委員 ― 第二十二回国会における鳩山総理大臣の自衛権の範囲に関する発言と船田長官の発言とは明確に食い違いがある。総理大臣の出席をお願いして頂向したい。

船田国務大臣 ― わが国に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだろうというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防禦するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。昨年私が答弁したのは、普通の場合、つまり他に防衛の手段があるにもかかわらず、侵略国の領土内の基地をたたくことが防禦上便宜であるというだけの場合を予想し、そういう場合に安易にその基地を攻撃をするのは、自衛の範囲には入らないだろうという趣旨で申したのであります。この点、防衛庁長官と答弁に食い違いはないものと思います。

以上が政府を代表して総理大臣からの本問題についての答弁でございます。

鳩山総理大臣、― 昨日参議院予算委員会における戸叶君の質問に対する私の答弁中、侵略という言葉がありましたことは、私の言葉の云い違いでありますが、私は直ちにその席で在の言葉を取り消した次第であります。すなわちわが国に対して急迫不正の侵略が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨であるということは、私どもは考えられないと思うので

ありまして、そう云う場合にはそのような攻撃を防ぐのに万やむを得い必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防禦するのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたゝくことは法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思うのであります。どうしてもほかに方法のない場合に、この誘導弾等の基地をたゝくという意味をとっさのことであったので、侵略と云い違えをいたしたのでございまして、趣旨は以上申し述べた通りであることをこゝに明言いたしておきます。

受田委員――陸上部隊は増員後、現存兵器をもって、どの程度の防衛力をもっているか。

船田国務大臣――直接の侵略に対して、日本の上陸作戦に対してある程度の防衛を相当時期にわたってすることができる。

受田委員――今後、直接侵略の場合は、少くとも原子兵器や誘導弾等が用いられると思うのです。こう云う新兵器による直接侵略に対する防衛計画というものを、具体的に説明願いたい。

船田国務大臣――いわゆる原水爆をもってする第三次世界大戦のような大規模な戦争が起ったという場合に、現在のわが国の整備しつゝある自衛隊の力をもって、これを有効に防衛するということは困難であると存じます。

この場合におきましては、何といっても日米安保条約によりまして　アメリカ側の援助を受けなければ、とうてい国土の防衛ということはできかねると思います。

また原水爆に対してどういうような防衛体制を整備するかということにつきましては、現在持っておりますレーダーその他の新兵器の研究をいたしまして、検討を加えまして、そしてその災害を最小限度に食いとめる程度のことを研究し、またその訓練をするだけでありまして、それ以上向うが原水爆をもってするから、こちらもそれに対抗してこれを有効に排除するというようなことは困難であると存じます。あるいは報復するというような、そこまでの大規模な原水爆戦に対する防衛ということは困難であると存じます。

受田委員――海上部隊の任務を、具体的に御説明願いたい。

船田国務大臣――まず第一に海上交通路の確保であります。それから主要な

海峡、水道、港湾の防備、第三には主要水路の掃海、第四に沿岸の哨戒、こういう任務をもって海上自衛隊は平素訓練を積んでおる次第であります。

5、治安任務について　（一二号、一三頁ノ一四頁）

横井委員――防衛庁の主たる任務は防衛であるが、治安の面が今日の防衛庁の考え方で非常に軽視されているのではないか。

船田国務大臣――「治安問題につきましては決して軽視は致しておりません。ただこの問題は、たまたま労働争議等と混同されるということになりますと、

まことに遺憾に存じますので、私どもといたしましては、きわめて慎重な態度をもって、この治安問題に対しては対処していきたいと考えてある次第でございます。」

「治安対策の面から申せば、都会に重点配備するということが適当かと存じますけれども、自衛隊は防衛目的がまたる任務でありますので、その点を重視いたしまして、あわせて治安警備の点を考慮いたし、適当なる配置をするという方針をとっておるわけであります。」

6、自衛隊員の応募状況について　（二号、一五頁）

横井委員―一般の自衛隊員、幹部候補生及び防衛大学生の志願の状況はどうか。

加藤政府委員―昭和二十七年度は応募者が十九万九千五十九名に対して六万四千九百十名を採用いたしております。約三倍でございます。

昭和二十八年度は、補欠採用を入れまして採用者も六千七百三名でございましたが、この際の応募者は五万七千三百三十八名で約八倍余り、昭和二十九年度は約四万四千名採用いたしましたが、この応募者は十二万九百二十六名で二、七倍

昭和三十年度は、三月末までに採用いたしますので、最終的な数字はまだ出ておりません。三万一千九十一名を採用する予定でございますが、応

募者は十二万五千六百七十八名で約四倍になっております。

海上関係の方は、昭和二十八年において二千九百三十五名の採用に対して一万三千三百四十二名で約四倍半でございます。

昭和二十九年度は五千二百五十五名の採用に対して二万八千九百五十九名で五倍半でございます。

昭和三十年度は三千九十五名採用する予定でございますが、応募者が三万二千七百五名で約十倍でございます。

空の方について申し上げますと、昭和二十九年度は千二百二十名の採用に対して二万五百四十九名で十七倍、

昭和三十年度は二千二百五十九名の採用予定に対して四万三千七百四十三名で十九倍になっております。

幹部候補生の方でございますが、手元にありますのは、昭和三十年度の

数字だけでありますが、一般及び技術、陸海空を合わせて新制大学卒業者を九百三十名採用する予定で、ただいま銓考を進めておりますが、応募者は五千百九十六名で五、五八倍であります。

防衛大学は五百三十名を採用する予定でありますが、応募者は七千百九十八名と相なっております。

福井委員―世間からあまりよく見られていない自衛官であったというような、そういう応募者が逆に非常に多いというのは、一体どういう現象であります か。

加藤政府委員―これは簡単に申し上げることは困難でありますが、やはり防衛方式置法、自衛隊法ができましてから、青年が祖国の防衛の重要な一員であることを自覚して、全部が全部集ってきていると思いたいのですが、そう一概に断定することも現在の状況では困難のように思われます。ある

者は技術を学びたいという者もございます。規律ある生活を経験したいという者もありましょう。一時応急的に転業を得るまで数年の間そういう団体生活を経験しておきたいという者もありましょう。そういういろいろな事情があるのでございまして、私は一がいに云い切れないと思います。

横井委員――防衛大学生は、相当応募者の中から採用された者で、中途退学をするというのはどういう理由か。

加藤政府委員――今まで防衛大学に三学年ある間で退学したのが二十七名であります。その原因で一番多いのは、入学後一月、二月でやめるのが非常に多いのであります。

学校だとは思っていなかった、自分の考えと変っていたというものもありましょう。　こういうふうなあるいは規律ある団体には到底ついて行けないということで入って、一、二ヶ月の間にやめる者が非常に多いのであります。

次は練康上の理由であるとか、家庭の関係でありますとか、いろいろなものがあります。私の方で正確に断定をしにくいと思うのでありますが二十七名の退学理由を推定を加えて申し上げますと、将来自衛官として立っていくということについての自信を失ったという者が三十八名、次に練康上の理由で病気になったものの及び強度の訓練には耐え切れないというわけでやめた者が十七名　次に理工科系の学術については、ついていけない、そういう教科内容自体に自信を失ってやめたと認められる者が二十四名、そのほか家庭の事情でやめたと推定している者が十八名であります。

7. 自衛隊の指導精神について

（一二号、一六頁～）

横井委員――国費を使っておって、節全の入らないような自衛隊では何にもならないと思います。そこで自衛隊の指導精神というのがあると思いますが承りたい。

船田国務大臣――「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略に対しわが国を好る」ということであります。大体御承知であります。愛国、愛民族という考え方を徹底して行きたいと考えております。

「隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもって専心その職務の遂行にあたり、身に危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負托にこたえることを期するものとする」ということでございますので、この要領によりまして運営部隊長が隊員の指導に当りましてそれを指導精神として訓練をやっているということでございます。

8. 自衛隊の自主性について

（一二号、二頁～三頁）

受田委員――日本の防衛計画は、日米の安保条約を中心にしてやっていく関係上、すべての責任の最終的なものは、常にアメリカに転嫁されるというような印象を多分に受けるのでありまして、日本の自衛軍としての权威とい

うものは果してどこにあるか……自衛隊の内容を見ると、アメリカの服装をし、訓練をうけ、装備を有して、全たくアメリカの模倣軍隊です。この実いかに考えるか。

船田国務大臣――これは主として財政経済に関係があると思うのです。とにかく、今約一個師団を装備するとすれば、少くとも二億ドル、まず七、八百億円というものがかゝるだろうと思います。今までは僅か五年半の間に、今日のこれだけの自衛隊が整備されたということは、なんと申しましてもやはりアメリカの供与船艇、兵器、あるいは装備品等があつたためにこれだけになつたのでありまして、もし日本が財政力、経済力において非常に余裕を持つておりますれば、それは日本独自のものができるかもしれませんけれども、今日の場合において速急に自衛体制を整備しようと致しますれば、どうしてもやはりアメリカの船舶、飛行機、装備品等の供与をうけて、従つてそ

の使用法等についてもアメリカから適当な指導を受けるということは、私はやむを得ないと思います。だからといつて日本の自衛隊が決してアメリカの傭兵になつておるものではなくして、やはり自衛隊は日本精神をもつて立んと持つておるのでありますから、決してアメリカの傭兵になつているものではないと私は信じます。

9、郷土防衛隊について　（一二号　二頁）

飛鳥田委員――砂田前防衛庁長官時代の構想の中に郷土防衛隊というのがあつたが、今後、どのように考えているか。

船田国務大臣 — 郷土防衛隊の考え方は私は大変いいことだと思います。防衛　体制を整備していく上におきまして、第一線に立つ自衛隊の後方を守る。そしてそれぞれの郷土において自分の郷土を守る青壮年の組織ができるということは大変けっこうであると存じます。しかしこれにつきましては十分検討を加えまして、ことに国防会議もできることでございますから、その長期防衛計画、国防体制をいかに整備するかということとともに、これを国防会議において十分審議をしていただいて、なるべく早い機会に実施をするように運びたいと考えております。

10、防衛庁の顧問団経費について。（一二号、一頁う二頁）

飛鳥田委員 — 砂田防衛庁長官時代に送付した顧問団を今後どうされるか。

船田国務大臣 — 砂田前長官個人の顧問として置かれたものでございます。これはなんら制度的なものではございません。従って特にあらためてお願いをするということがなければ、そのまま自然消滅ということになるわけでありますが、軍事顧問団、ことに旧軍人の貴重な体験あるいは知識、そういうようなものを将来の防衛計画をたてる上において活用するということも、私はよいことであると思います。しかし旧軍人の方々ばかりでなくあるいは教育、技術、言論機関、そういう方面の方々の御意見も承わるようなことにしたらよいかと私は考えておりますので、これにつきましては目下せっかく検討をいたしていることでございまして、長官の個人的な顧

向を置くか置かぬか、あるいはどういう範囲の人を置くかということについて、まだ結論は出ておりません。

11、米軍事顧問団について　（一二号　五頁）

飛鳥田委員―昭和三十一年度において米軍事顧問団に現物提供をした物件及びその理由いかん。

北島政府委員―軍事顧問団関係経費は前年度に比較して二千万円増加しております。昨年度が実行五億九千万円、三十一年度が六億一千万円であり

ます。

その増加理由は教育訓練等の計画が進むにつれて、顧問団員の渡航回数が増加するという点、それからもう一つは、移動訓練隊の一部が任務終了によって帰国いたしますので、その帰国旅費の増が主なる原因であります。現物提供につきましては、現在政令の基礎におきまして、自衛隊が米軍の移動訓練隊の訓練をうけております。この移動訓練隊に宿舎を提供いたしております。この宿舎の光熱水料で、三十年度におきまして二百七十万円という金額を、現物といたしましては日本が負担することになっております。

飛鳥田委員―昭和三十年度の交付金を三千八百万円増額しているが、その理由及び流用財源について説明されたい。

北島政府委員―私の承知している範囲におきましては、施設費供給等の諸費の中で

やりくりいたしましてそちらに回されたようであります。

12、日米軍事混合委員会について　（一二号、四頁）

飛鳥田委員―日米軍事混合委員会というような委員会を設置されたい意向であるか。

船田国務大臣―「アメリカ側とは随時折衝、接触をして意見の交換をし、あるいはアドヴァイスを受けるというようなことはございますが、委員会としては設置されておりません。」

「今のところはアメリカ側と随時折衝をするということで十分足りると私は

存じます。」

飛鳥田委員―結論的にいえば、日米軍事混合委員会というようなものは、今後作る意志はない。だがしかし、防衛計画、軍需生産、こういうようなものを決定してゆく上に当って、米軍とより一層密接な連絡を保っていく必要がある。そのためには、もっとひんぱんに交流をはかりたい。こう了解してよろしゅうございますか。

船田国務大臣―大体今お話しのようでございまして、日米軍事混合委員会というようなものを早急に作らなければならぬという必要は、私は今のところは認めておりません。事実上において連絡をとって参っておりますから、それで私は足りると考えております。

49. 補償基準について　（一二号、一二頁～一三頁）

片島委員―特に防衛庁の補償関係の仕事は、私はいろいろな調査をしてみましたけれども、補償基準というものは見当らぬのでありますが、いろいろな施設を作る場合に補償をする基準というものはどういうことによってやられておるのか、地方が反対すればよけいやる。反対しないところは安く買う、こういうような行き当りばったりのやり方でやっているのか、この点を聞きたい。

北島政府委員―用地の取得につきまして、その代価あるいは、補償金の算定につきましては、財務庁内部におきまして補償基準要綱というものを定めまして、各項目ごとにその算定の要領をきめております。実際に用地を引き取ります場合におきましても、もちろんこの補償要綱に従いまして単価を積算いたして、交渉するわけでございます。

現在の情勢下におきまして、とにかく御納得をいただいて、両方とも円満に妥結するという方針のもとに、もちろん予算の制約もございますが、たいまの補償基準の要綱の許す限りにおきまして円満な交渉妥結をはかっているのであります。決して無方針のもとにでたらめなことをいたしておるのではございません。

44. 自衛隊が土地等の財産権を買収する場合の基本方針及び法的根拠（六号、五頁～七頁）

石橋委員―自衛隊が漁業権等を買収する場合の法的根拠を示せ。

北島政府委員――法規的には土地収用法により措置も出来るが、自衛隊としては、このような強権措置をできるだけ避けて、話し合いの上に契約によって買収したい。

石橋委員――この土地収用法が出来たのは昭和二十六年であり、自衛隊は当時存在しないので、土地収用法の適用を予想していない。又憲法違反の自衛隊が強権を持っているという考えはおこがましい。――民法上の契約に基づく合意の上に立った任意契約で買収するのだという長官の所信のほどを聞きたい。

船田国務大臣――北島政府委員の申した通りに、防衛庁としてはどこまでも地元の方々と納得ずくでこの基地を作るようにしたい。かように考えて今後も努力いたします。

○長期防衛計画と米駐留軍の撤退（七号、三頁～五頁）

西村（力）委員――米駐留軍の完全撤退の見込がいつどういう場合において、できるかというはっきりしためどを持っていなければならないと思うがいかん。

船田国務大臣――防衛長期計画について政府案は未だ出来ていない。防衛庁試案は「昭和三十五年度の最終年度において、陸上自衛官十八万、海上船艇十二万四千トン、飛行機百八十機、航空自衛隊において、練習機を含めて約千三百機」の目標を立てている。

しかしこの目標が達成されたから、それによって必ず米軍が撤退するかということになりますと、これは必ずしもそれに見合って撤退するということを申し上げかねる。――真空状態である間に米軍が撤退されたのでは、日本の防衛ができませんから、そこで御承知の通り、日米安保条約

あるいは行政協定によりまして、日本の防衛を米軍に担当してもらっている。従いまして、たびいま申し上げたような、最終目標が達成されますれば、米軍撤退の基礎はできるということになります。

西村（力）委員――この防衛庁試案が達成されると米軍撤退の基礎になるということは、米側から何んらの意志表示があつたわけではなく、単に日本側が期待しているという具合に考えているのか。

船田国務大臣――国防会議が設置されましたならば、それに長期防衛計画を審議してもらいまして、政府としてのはつきりした国防計画を立てまして、米側と折衝するということになると存じます。

西村（力）委員――日本の自衛隊が、兵器、艦船及び飛行機等で三千億円以上の保有を受けているとすれば、米軍撤退後においても自衛隊は、何んらかの方法で、はつきりと厳重なる監視、拘束のもとに置かれると考えるがいかん。

船田国務大臣――日本の防衛体制が完全に整備されて、そして日米両国の間において米軍撤退の合意が成立した、こういう場合においてはもちろん安保条約、行政協定というものは改訂になるか、あるいは廃止されまして、日本の軍隊というものはりつぱな日本独自の軍隊になるわけであります。従いまして、その時にいわゆる集団安全保障体制でいかなる条約を結ぶか、あるいは国連の傘下においてどういう形なことをするかということは、もちろんそのときにおいて日本が自主的にきむべき向題であると存じます。ですからその場合においてはもちろん自主性をもつて交渉のできることであります。から、何ら米軍あるいはアメリカの制肘のもとに拘束を受けるというような状態ではない、かように考えます。

15、ジェット機生産投定について　（一二号、二頁―三頁）

飛鳥田委員―ジェット機生産の第一次及び第二次投定における米側負担金はどの位になつているか。

久保（亀）政府委員―「第一次分では米側の持ちます金額は百億ないし百二十億程度、百十億前後ではないかと推定いたします。第二次分は全たく推測でございまして、米側から供与を受けるものの範囲、それから価格等を大ざつぱに推定いたしておるのでありますが、概算は百億弱でございます。」

「第二次投定につきましては、投定そのものの様式あるいは全体の構成等、ほとんど第一次投定と同じであります。ただ違いますのは、国産化の程度が進むということであります。」

飛鳥田委員―駐在監督官制の考え方並びに米側監督官についてはどうなっているか。

久保（亀）政府委員―米軍側から部品の供与を受けて、これを一応私どもの帳簿に入れまして、これを会社に支給する、それを材料として組立てあるいは一部生産も含み、いわゆる調達契約を会社側と結ぶわけでございまして、この調達契約を実行するために契約担当官といたしましては、中間の検査監督をしていく、あるいはでき上りの検査をする、この中間検査は非常に技術的要素もあるわけでございますから、調達実施本部の係官及び専門の技術を持ちます募像監部の技術官を現地に置きまして、中間検査及びでき上りの検査をさせる仕組にいたしております。

久保（亀）政府委員―たとえば規格の統一あるいは互換性といったようなことで技術の援助を受けるためにアメリカ側からも参つております。しか

しながら、検査の責任はあくまで日本側担当官にあるわけでございまして必要に応じてアドバイスは受けておりますが、日本側の検査を確定したものでないと受取らない。あるいは中間検査において合格しないかような仕組みにいたしております。

〔附記〕 以上の①及び②の質疑応答に関する資料は極めて早急の間に取り纏めたため、質問者及び問題点等の取捨選択については、よろしきを得ない点があると存じます。

又、質問内容はその要旨を掲げることにいたしましたので、敬称及び敬語など省略し、答弁内容については出来るだけ会話録に従うこととしましたことを御了承願います。

なお、質疑応答には会話録の号及び頁を註記してありますので、詳細については、内閣委員会々話録を御覧下さい。

③ 防衛二法案に関する資料

防衛二法案の審議の参考資料として、昭和三十一年度における自衛隊の増強計画その他の諸問題について、詳細な資料が提出されたが、紙面の都合上その一部を掲げることとする。

イ、各幾関別定員増加の内訳

昭和三十一年度における防衛力の増強を人員の増加について昭和三十年度と比較して示すと次の通りである。

機関別	昭和三十年度			昭和三十一年度			差引増		
	自衛官	非自衛官	計	自衛官	非自衛官	計	自衛官	非自衛官	計
陸上自衛隊	五〇〇〇	二、六五八	一六、六五八	一六、〇〇〇	二、〇二〇	一八、〇二〇	一〇、〇〇〇	三六二	一〇、三六二
海上自衛隊	一九三五	九九七	二、九三八	二、七一六	一、三四五	四、〇六一	三三五	三四八	三、六七三
航空自衛隊	一〇三四	二、五九五	一四四三四	一八六八	一六三〇	四、〇八八	七〇七	四、七九五	

官房各局						
統合幕僚会議	三二	一三	四五	三二	三二	
防衛研修所	〇	三五	三五	〇	六〇	
防衛大学	〇	三六二	三六二	〇	六〇一	
技術研究所	〇	三七六	三七六	〇	四四七	
建設本部	〇	七四七	七四七	〇	七四七	
調達実施本部	〇	三九九	三九九	〇	四三七	
計	一七九七六九	一六〇四三	一九五、八一二	一九七、八一二	二二五、四四	一七四三
	二九八	二九八	二九八	〇	二九八	〇
	一三	一三	四五	三二	四三七	〇
	三五	三五	三五	〇	六〇	〇
	三六二	三六二	三六二	〇	六〇一	〇
	三七六	三七六	三七六	〇	四四七	〇
	七四七	七四七	七四七	〇	七四七	〇
	三九九	三九九	三九九	〇	四三七	〇
計	一六〇四三	一九五、八一二	一九七、八一二	二二五、四四	一七四三	一七八〇
	二九八	二九八	二九八	〇	二八	〇
	一三	一三	四五	三二	四三七	〇
	三五	三五	三五	〇	六〇	〇
	三六二	三六二	三六二	〇	六〇一	〇
	三七六	三七六	三七六	〇	四四七	〇
	七四七	七四七	七四七	〇	七四七	〇
	三九九	三九九	三九九	〇	四三七	〇
計	一六〇四三	一九五、八一二	一九七、八一二	二二五、四四	一七四三	一七八〇

2. 予算内訳

昭和三十一年度における防衛力の増強を、その財政的面より昨年度と比較して示すと次の通りである。

(1) 歳出予算

組織別	三十年度			三十一年度			差引増		
	現態勢維持分	増勢分	計	現態勢維持分	増勢分	計	現態勢維持分	増勢分	計
陸上自衛隊	四三、一六四	二、〇八二		四八、四二四	五、五三二	五三、九六八	六、二六〇	△五、五三九	七二一
海上自衛隊	一、五一八	七四五		一八、〇三二	四、八三一	二二、八五四	六五〇四	△二、六八三	三、八四一
航空自衛隊	四八〇五	七〇一二		八三三二	一二、六八七	二〇、〇二〇	三五二七	四、六七五	八二〇二
官房各局	二〇四	七八		三六八	〇	三六八	一六四	△七八	八六
統合幕僚会議	二〇	〇		二五	〇	二五	五	〇	五
防衛研修所	一五	〇		二五	〇	二五	一〇	〇	一〇
防衛大学校	七〇五	三二		七五九	〇	七五九	五四	△三二	二二
技術研究所	四四六	九一六	一、三六三	一、〇八七	七三一	一七九九	六二一	△一八五	四三六
建設本部	一九四	〇	一九四	二二〇	〇	二二〇	二八	〇	二八
調達実施本部	一〇九	〇	一〇九	一五〇	六	一五七	四一	六	四七

計	六〇、一八四	二六六、六	八六八〇	七七、九九	二三、八〇〇	一〇、二〇〇	一七二一五	△三八、六	一三、三九九

(2) 国庫債務負担行為

（備考）百万円未満は切捨てた。

（単位百万円）

区分		三十年度(B)	三十一年度(A)	差引(A-B)
陸上自衛隊	施設整備費	七〇〇	五八〇	△一二〇
	器材費（装備品）	一、五〇〇	〃	△一、五〇〇
	計	二、二〇〇	五八〇	△一、六二〇
海上自衛隊	器材費（GCA及び航空機品）	〃	一五七	一五七
	施設整備費	九九五	一四七	△八四八
	艦船建造費	六、〇〇五	二、四四三	△三、五六二
	計	七、〇〇〇	二、七四七	△四、二五三
航空自衛隊	施設整備費	九〇〇	六七四	△二二六

区分		器材費（航空機購入費）	五、二八〇	九、九四七	四六六七
		計	六、一三〇	一〇、六二一	四、四四一
技術研究所	器材費（試作品）		一〇〇	三三四	二三四
計			一五、四八〇	一四、二八二	△一、一九八

（備考）航空自衛隊の器材費　九、九四七百万円の内訳

下八六生産関係	七、四三三
丁三三　〃	二、五一四

(3) 継続費

（単価百万円）

区分		総額	年割額		
			三十一年度	三十二年度	三十三年度
海上自衛隊	艦船建造費	三、七一八	四五六	一、三六五	八九七、

3. 新設増強部隊内訳

昭和三十一年度における自衛隊の増強は、陸上において、一〇、〇〇〇人、海上において、三、三二五人、航空において、四、〇八八人の自衛官の増加となっているが、この増員に伴う新設部隊及び充実計画を防衛庁の提出した資料によって示すと次の通りである。

(1) 陸上自衛隊

陸上自衛隊の現存部隊に対する充実内訳は複雑になるので割合することとし、昭和三十一年度において新設される部隊、移駐される部隊並びに編成替による移管及び廃止される部隊について掲げると次の通りである。

駐屯地名	主なる部隊	道府県名	三十年度末人員(概数)	三十一年度末人員(概数)	現在員	備考
多賀城	北方管区統監部普通科	宮城県	一、八〇〇	一、九〇〇	一、三六二	統監部は仙台(予定)に移動し普通科部隊となる。
仙台	〃	〃	〇	三、〇〇〇		三十一年度新設予定北方管区統監部
神町	〃	山形県	〇	二、〇〇〇		〃(普通科)
吾妻	〃	宮城県	〇	六〇〇		三十一年度新設予定(補給処)
船岡	武器補給	〃	六〇〇	五〇〇	六三四	衛生補給部隊となる。
岩手	〃	岩手県		一、九〇〇		三十一年度新設(特科)
青森	普通科	青森県	三六〇〇	九〇〇	二、二一九	三十一年度は本九混成団本部
八戸	〃	〃	〇	三、五〇〇		三十一年度新設予定(普通科)
越中島	陸上幕僚監部	東京都	二、三〇〇	一、七〇〇	二、三四六	三月末習志野へ移動主として陸上幕僚監部
習志野	特車	千葉県	一、八〇〇	八〇〇	一、一一六	三十一年度は空挺部隊となる。
小平	幹部、業務調査各学校	東京都	五〇〇	三〇〇	五六五	三十一年度は幹部学校のみ
未定	〃	関東地区	〇	一、三〇〇		三十一年度新設予定(特科)
未定	〃	中部地区	〇	七〇〇		〃(特車)
			〇	一、五〇〇		〃(特科)

未定	中部地区	〇	一〇〇				三十一年度新設予定（補給処支処）
〃	関東地区	〇	一〇〇〇				三十一年度新設（警務隊所要増）
〃	〃	〇	三〇〇				〃（業務調査学校）
前橋	群馬県	〇	三〇〇				三十一年度新設予定（学々校）
水島	岡山県	〇	〇	三〇〇	二二六		三十一年度は建設の予定
定	関西地区	〇	一〇〇				三十一年度新設予定（補給処支処）
〃	〃	〇	三〇〇				〃（衛生隊）
〃	〃	〇	一〇〇				三十一年度新設予定（補給処支処）
小月	山口県	〇	〇	三〇〇	五八		三十一年度は建設（演習へ移転）
尾	長崎県	〇	〇	六三〇〇	七五六		三十一年度に自衛隊は世能本に移駐予定
熊本	熊本県	〇	〇	一〇〇〇	七四八		昭三十一年度中新木留立錯となる予定
北熊本	〃	〇	〇	三〇〇			昭三十一年度までに建設国庫負担予定
中熊本	〃	〇	〇	一〇〇	その他		三十一年度新設予定

未定	中部地区	〇	一〇〇				三十一年度新設予定（補給処支処）
〃	関東地区	〇	一〇〇〇				三十一年度新設（警務隊所要増）
〃	〃	〇	三〇〇				〃（業務調査学校）
前橋	群馬県	〇	三〇〇				三十一年度新設予定（学々校）
水島	岡山県	〇	〇	三〇〇	二二六		三十一年度は建設の予定
定	関西地区	〇	一〇〇				三十一年度新設予定（補給処支処）
〃	〃	〇	三〇〇				〃（衛生隊）
〃	〃	〇	一〇〇				三十一年度新設予定（補給処支処）
小月	山口県	〇	〇	三〇〇	五八		三十一年度は建設（演習へ移転）
尾	長崎県	〇	〇	六三〇〇	七五六		三十一年度に自衛隊は世能本に移駐予定
熊本	熊本県	〇	〇	一〇〇〇	七四八		昭三十一年度中新木留立錯となる予定
北熊本	〃	〇	〇	三〇〇			昭三十一年度までに建設国庫負担予定
中熊本	〃	〇	〇	一〇〇	その他		三十一年度新設予定

(320)

防衛庁職員の増加一覧表

（昭31.4.7）

年度別		25	27	28	29	30	31
陸上自衛官	自衛官	(警察予備隊員) 人 75.000	(保安官) 人 110.000	(保安官) 人 110.000	130.000人	150.000人	160.000人
	平服	100	1.752	1.880	9.628	11.658	12.020

計 6.038人であった。（昭27.4.26 法律第97号）

(4) 昭和29年8月に警察予備隊及び海上警備隊は保安隊に統合された。（昭27.7.31. 法律第265号）

(5) 昭和29年6月防衛庁の新設に伴い、保安隊は自衛隊と改称された。（昭29.6.9 法律第164号）

(6) 昭和31年度については、予算による。

前橋	化学学校	群馬県	〇	三〇〇	〇	三十一年度新設予定（化学々校）
水島	教育隊	岡山県	〇	〇	二二八	三十一年度以降の予定
木更津		関東地区	〇	二〇〇	〇	三十一年度新設予定（補給隊を含む）
〃		〃	〇	三〇〇	〇	〃（衛生隊）
〃		〃	〇	一〇〇	〇	三十一年度新設予定（補給隊を含む）
小月	航空	山口県	〇	三〇〇	五八六	三十一年度以降（輸害へ移管）
針尾	特科連隊	長崎県	〇	二三〇〇	七五六	三十一年度に面積以内能本に移転予定
熊本	九州混成団部	熊本県	〇	一〇〇〇	七四八	三十一年度西部方面混成団隷下となる予定
北熊本		〃	〇	三〇〇		三十一年度は九州混成団を配置する予定
中熊本	病院	〃	〇	一〇〇	その他	三十一年度新設予定

(320)

防衛庁職員の増加一覧表

（昭31.4.7）

区分	年度別	25	27	28	29	30	31
陸上自衛隊	自衛官	(警察予備隊員) 人 75.000	(保安官) 人 110.000	(保安官) 人 110.000	130.000 人	150.000 人	160.000 人
	平服	100	1.752	1.880	9.628	11.658	12.020
	計	75.100	111.752	111.880	139.628	161.658	172.020
海上自衛隊	自衛官		(警備官) 7.590	(警備官) 10.323	15.808	19.391	22.716
	平服		238	366	577	997	1.345
	計		7.828	10.689	16.385	20.388	24.061
航空自衛隊	自衛官				6.287	10.346	14.434
	平服				451	1.159	1.866
	計				6.738	11.505	16.300
その他本方	自衛官				20	32	32
	平服		367	594	1.769	2.228	2.591
	計		367	594	1.789	2.260	2.623
合計	自衛官	75.000	117.590	120.323	152.115	179.769	197.182
	平服	100	2.357	2.830	12.425	16.042	17.822
	計	75.100	119.947	123.153	164.540	195.811	215.004

（註）(1) 昭和25～26両年度は警察予備隊であった。(昭.25.8.10 政令第260号)

(2) 本表には記載してないが、昭和26年6月現在、海上保安庁における海上保安官の定員は6.045人であった。

(3) 昭和27年4月、海上保安庁に海上警備隊が新設された。その定員は制服5.928人、平服110人計6.038人であった。(昭27.4.26 法律第97号)

(4) 昭和29年8月に警察予備隊及び海上警備隊は保安隊に統合された。(昭29.7.31、法律第265号)

(5) 昭和29年6月防衛庁の新設に伴い、保安隊は自衛隊と改称された。(昭29.6.9 法律第164号)

(6) 昭和31年度については、予算による。

(2) 海上自衛隊

海上自衛隊においては、部隊の新設はなく専ら既存部隊の充実のために昭和三十一年度の増員は充てられており、次表の通りである。

海上自衛隊の三十一年度末の人員及び三十一年度における増加

	三十年度末	三十一年度増加	三十一年度末	三一、二、一現在員
自衛艦隊	四四一六	一、一三一	五、五四七	三、五二五
第一掃海隊群	六三七	二〇二	八三九	四二五
横須賀地方隊	四六二〇	一、一〇二	五、七二二	三、六六七

(2) 海上自衛隊

海上自衛隊においては、部隊の新設はなく専ら既存部隊の充実のために昭和三十一年度の増員は充てられており、次表の通りである。

海上自衛隊の三十一年度末の人員及び三十一年度における増加

	三十年度末	三十一年度増加	三十一年度末	三、二、一現在員
自衛艦隊	四四一六	一、一三一	五、五四七	三、五二五
第一掃海隊群	六三七	二〇二	八三九	四二五
横須賀地方隊	四六二〇	一、一〇二	五、七二二	三、六六七
呉地方隊	二、一八四	一〇九	二、二九三	一六三七
佐世保地方隊	三、六四四	一八七	三、八三一	一、八九八

(3) 航空自衛隊

昭和三十一年度の増員に伴い、新設される部隊は次表の頭注に○印のあるもの、その他は人員配置移動を示すものである。

舞鶴地方隊	一、六三二		
大湊地方隊	一、五一三	一〇七	一四六
幕僚監部その他	七四六	三四一	一、〇八七
計	一九、三九二	三、三二五	二二、七一六

航空自衛隊基地別配置人員一覧表

(三十年度末及び三十一年度末現在員)

基地機関別	三十年度末自衛官	三十一年度末自衛官	三十年四月三日現在員	備考
○浜松	二、六七八	四、一〇四	二、四二七	第一航空団、整備学校、通信学校、教材整備隊、実験航空隊があり新たに第二航空団を設置する予定
美保	四八四	八二七	五〇三	輸送航空隊
小月	?	?		第一操縦学校
中部地区	三八	三七	二七	訓練航空警戒隊の要員である。
東部地区	六九四	一、一〇九	五二〇	
北部地区	八五二	一、〇九一	五三九	
西部地区	六八九	九五三	五七四	
防府	八二〇	九一一	二、二〇六	第一操縦学校分校、教育隊、幹部候補生学校
小平	二〇	三四	三一	幹部学校
松島	一、二一五	八八〇	九〇一	第二操縦学校

矢の目	?						
宇都宮		五三二					
築城	七七一	六七六					
土浦	三九四	四六四	四四九	補給処	第三操縦学校の分校を設置する予定（宮崎県の新田原が候補地である）		
未定		四七九					
未定			二一二		第三補給処を設置する予定（関西方面）		
東京その他	一、六七七	二、一二五	四六二				
合計	一〇、三四六	一四、四三四	九、一三一				

第二操縦学校分校

第二操縦学校の分校を設置する予定

第三操縦学校

(325)

艦艇増強計画の内訳

海上自衛隊に所属する艦艇は、各年度毎の国内建造並びに米国よりの貸与及び供与によって、逐年増強されて、現有勢力は三百八十三隻の九万三千百六十一屯に至っている。

昭和三十二年度においては、更に三十六隻、六千百四十七屯を国内建造計画及び米軍供与等によって増強することとしている。

この増強に必要な予算は、一般会計予算「艦船の建造に必要なる経費」七十八億九千三百三十三万七千円、国庫債務負担行為で百四十二億八千二百万円及び継続費総額二十七億一千八百万円となっている。

次に増強分の三十六隻の計画内訳について示すと左記の通りである。

(326)

艦艇増強計画

区分		一隻当り屯数	三十一年度増勢 隻数	三十一年度増勢 屯数	合計
一、日本側建造等	三十一年度予算による建造				
	警備艦 甲	一、六〇〇	二	三、二〇〇	四、五九四
	潜水艦	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	
	小型掃海艇	三二〇	二	六四〇	
	救命艇	三〇〇	一	三〇〇	
	油パージ	三〇〇	一	三〇〇	
	小計		七	四、五九四	四、五九四
	運貨船	二〇〇	二	四〇〇	九〇〇
	小計		七	四、九九四	五、四九四
	合計				
	国有財産の所管換				
二、米供与艦艇					
	MSA援助又は貸与				
	AMS	三二〇	一	三二〇	三二〇
	監視艦	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇九
	小型掃海艇（MSML）	三八〇	一四	五三二	五、三二二
	小計		一五	二四〇	二、〇九二
三、廃船及び解傭による減少					
	廃船	一三〇	△二	△二六〇	△二六〇
	解傭		△六	△一七九	△一七九
	駆潜特務艇		△八	△四三九	△四三九
	掃海船				
	小計		△一四	△八四八	△八四八
四、差引合計			一四	五、四九四	六、一四七

ウ、海上自衛隊所属航空機の増強内訳

航空機は、主として航空自衛隊に所属するのであるが、その他に海上自衛隊に所属する航空機がある。

すなわち、海上自衛隊所属の航空機はこれまで米側供与及び国内調達で昭和三十年度末の現有勢力は九十三機に達しているね。

昭和三十一年度においては、更に三十四機を増加し、同年度末においては百二十七機に増強することとしている。

その内訳を示すと次表の通りである。

航空機増強

区分	機種	数			
		三十年度末(A)	三十一年度増勢(B)	三十一年度末(A+B)	備考
イ 米供与	P2V	二四機	一〇機	三四機	
	P2V-2	一六	〃	一六	
	中型対潜機	〇	〃	〇	
	P-2H	二〇	〃	二〇	
	P2B-Y	八	〃	八	
	TR5F	四	〃	四	
	SN2J	一一	〃	一一	
	SN2B	〇	〃	〇	
	小計	八三	三〇	一一三	
ロ 日本側調達	S五五	二	一八	二〇	
	S五一	三	〇	三	
	大型ヘリコプター	〇	二	二	

3、合計				
	Bell KAL 小計	四 一 一〇	四 一 一〇	八 二 一〇
		三	三	三
		四〇二	四〇二	四〇二
		一四一六	一二七	一二七

6、航空自衛隊所属航空機の増強内訳

従来、我国自衛隊の航空機は、殆んど米側供与に依存して来たが、昨年のオー次ジェット機生産放定によって国内生産が開始され、更に今年は第二次ジェット機生産放定により、漸次国内調達が行われることとなった。

昭和三十年度末における現有定数勢力は、実用機、練習機及び実験機を合わせて四百十一機となっているのを　昭和三十一年度においては更に米側供与及び国内調達により　定数において百七十一機を増加し、同年度末定数を五百八十二機に増強することとしている。

また前述の定数増加のための消耗更新を含めて昭和三十一年度において二百三十六機を必要とするが、そのうち百十一機は米供与、百二十機は日本側購入となっている。

その増強計画の内訳は次表に示す通りである。

航空機

機種	定数 三十年度末	定数 三十一年度末	三十一年度所要増加機数 定数増加(A)	三十一年度所要増加機数 消耗分の更新(B)	三十一年度所要増加機数 計(A+B)	増加機の調達 米供与	増加機の調達 日本側購入
1、実用機	機	機	機	機	機	機	機
F八六	五四	一三五	八一	一二	九三	六六	二七
C四六	一六	二〇	一二	八	二〇	二〇	〃
KAL	一	一	〃	〃	〃	〃	〃

大型ヘリコプター											
小計	七一										
(ろ)練習機	一二三	一二七	四								
丁三四											
丁六	一四七	一五五	八								
丁三三	六八	一三ロ	六二								
小計	三三八	四一二	七四								
(ふ)実験機											
軽ジェット	一	一	ロ	ロ	ロ	ロ	一八	一	一	二	ロ
丁二八	一	一	ロ	ロ	ロ	ロ	一七	ロ	ロ	ロ	ロ
小計	二	二	ロ	ロ	ロ	ロ	二五	ロ	ロ	ロ	ロ
合計	四一一	五八二	一七一	六五	二三六	一一一	一二	一一	八六	三一	四

7. ジェット機生産計画の内容

我が国戦後の航空機生産の技術的立ち遅れや戦政負担軽減のためジェット機の国内生産について、政府は米国の援助により行うこととなった。

すなわち「アメリカ合衆国と日本との間の相互防衛援助協定」いわゆるM.S.A協定の第一条に基づいて、米国から万86万、T33Aジェット機生産に関する援助を受けるために、昭和三十年六月三日に重光外務大臣とアリソン駐日大使との間に交換公文及び細目取り極が締結された。

これが第一次生産協定といわれているものである。

更に昭和三十年四月十三日に重光外務大臣とアリソン駐日大使との間に第一次生産協定とその形式内容においてほぼ同様の第二次生産協定に関する交換公文が締結され、引き続いて四月十七日に行政取り極めが、増原防衛庁次長とキューター米極東空軍司令官との間で調印されることとなった。

次にジェット機生産協定における経費の日米負担率についての違いを示すと、第一次協定においては、日本側三二%（五十八億円）米国側六八%（百二十六億円）であるが、第二次協定においては、日本側五三%（百十二億）、米国側四七%（九十八億円）となり、日本側の負担率が増加し国内生産度合が進んでいることになる。

生産担当会社は、F86Fについてはノースアメリカン航空会社の製造権の提供に基づいて新三菱重工、T33Aについてはロッキード航空会社の製造権の提供に基づいて川崎航空会社が当ることとなっている。

第一次生産協定の細目取極めを参考までに掲げると次の通りである。

なお、第二次生産協定の細目取極は、ほぼ第一次細目取極めと同様であると政府側では述べているので省略することとする。

〔F86F航空機の組立並びにT33A組立及び生産に関する日米間の取極の内容〕

一、合衆国政府は次の資材を日本政府の負担とすることなく合衆国海港渡で提供する。

(イ) F86Fについては七〇機分の組立に必要な部品材料、装備品、並びに組立治工具。

(ロ) T33Aについてはれ七機分の生産に必要な部品材料、装備品、並びに模範治工具、但し、部品、構成部品、装備品については日本国で生産せられるものを除く。

二、合衆国政府はその負担において、両種航空機の生産に必要な技術援助並びに製造権の提供について必要な措置をとる。

三、日本国政府はその負担において合衆国政府によって提供せられた部品

材料を使用して生産担当会社（月86月については新三菱重工（新）、T33Aについては川崎航空機（株））との契約を通じて飛行機を組立て、又は製作し、これを航空自衛隊の使用に供する。なおT33Aについては部品材料を漸増的に生産する。

四、日本国政府は本計画実行のため生産担当会社と関係米国航空機会社との技術援助協定を日本国関係法令に基いて認可するよう努力を払う。

五、両種航空機共最新の仕様書に基いて生産せられるものであって、その変更は、双方の合意によってのみ行われ、且つ日米両国において生産せられる航空機及びその部分の間に最大限の互換性を確保する。

六、合衆国政府は左記に対する経費を負担する。

(イ) ノース、アメリカン航空機会社が新三菱重工業株式会社に、又ロッキード海外サービス会社が川崎航空機株式会社に提供するすべての製

造权。

(ロ) 前記の会社間で締結され、かつ西政府によって認可される製造权及び技術援助に関する協定によるすべての技術的資料及び援助。

(ハ) 組立及び生産計画の実施に際し米側より提供される契約技術者、

七、日本国政府は、西政府の承諾し得るような検査方式によってすべての原料、部品、材料、中間組立品及び完成品の検査及び試験を行う。

八、此の取極に基いて提供される資材、書類、図面及び技術援助に関連する「秘密」の資料については日米相互防衛援助協定で定める秘密保持の措置をとる。

九、此の計画に基く生産の実施に関する技術的又は管理上の問題で紛争のある時は、これを西政府の代表者で構成される実行委員会に付託する。

以上はM.S.A協定に基くジエット機の生産放定の概要であるが、これに伴つて、防衛庁では、F86FとT33Aについて、第一次生産計画ができ、それぞれの予算措置が講ぜられている。

(1) F86 生産関係

(a) 生産関係

年度	第一次計画	第二次計画	計
三十年度	〇機	一機	一機
三十一〃	二七	一	二八
三十二〃	四三	八〇	一二三
三十三〃	一	三〇	三〇
計	七〇	一一〇	一八〇

(b) 年度別予算計上額

年度	区分		30年度		31年度	
			予出予算	国庫債務負担行為	予出予算	国庫債務負担行為
第一次計画	運搬費		三四三	〇	〇	〇
	航空機購入費		〇	(三七九)	一五二	〇
	計		三四三	(三七九)	一五二	〇
第二次計画	運搬費		一	一	二七	〇
	航空機購入費		一	一	八三〇	七四三四
	計		一	一	七四七	七四三四
計	運搬費		三四三	〇	二七	〇
	航空機購入費		〇	(三七九)	一八八二	(七四三四)
	計		三四三	(三七九)	一八九九	(七四三四)

(備考) 1. (　)は、国庫債務負担行為

2. 百万円未満は四捨五入した。

(2) T33 生産関係

(a) 生産計画

	第一次計画	第二次計画	計
三十年度	九機	一機	八三
三十一〃	六七	五〇	
三十二〃	二一	一	
三十三〃	一	三三	
計	九七		
		九機	一八〇
		六七	
		七一	
		三三	

(b) 年度別予算計上額

年度	区分		30年度		31年度	
			予算計上	国庫債務負担行為	予算計上	国庫債務負担行為
第一次計画	運搬費		四四	〇	五六	—
	航空機購入費		一二	(二四八二)	二一〇八	—
	計		一五六	(二四八二)	二一六四	—
第二次計画	運搬費		一	一	三一	—
	航空機購入費		一	一	三六八	(二五一四)
	計		一	一	三九九	(二五一四)
計	運搬費		四四	〇	八七	—
	航空機購入費		一二二	(二四八二)	二四七六	(二五一四)
	計		一五六	(二四八二)	二五六三	(二五一四)

(備考) 1、(一)は国庫債務負担行為額である。

2 百万円未満は四捨五入した。

8. 防衛庁予算繰越金額一覧表

防衛庁の予算執行については、今国会においても、決算委員会及び内閣委員会で種々な批判があつたが、その原因及び内容等については委員会々議録に譲り、各年度の繰越金額及び不用額を決算参照書等に基づいて示すと次の通りである。

年度	繰越額	不用額
昭三七年度	二八、九四九、八三七、七一三円	三、二七七、三二三、三二一円
昭三八年度	三五、七一五、九一四、六六五円	一、四八五、八七九、七四七円
昭三九年度	三三、四七九、一五三、九三三円	四五七五、四四一、〇〇二円
昭三〇年度		

9. 米軍事顧問団人員及び配置

この米軍事顧問団は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」いわゆるM.S.A協定の第七条及び同附属書下の規定によつて日本国に設けられているものであり、昭和三十一年一月一八日現在におけるこの配置の状況及び人員は次の通りである。

なおその他にM.S.A協定の第七条の臨時に任用される転員に当る者で、航空自衛隊の教育訓練に従事する移動訓練部隊の人員は四百七十名が配置されている。

軍事顧問団配置表

（昭和三一、一、一八現在）

区分	軍人	軍属	計
顧問団長室	三六	一四	五〇

| | | |

次に、この防衛支出金の各年度金額を掲上すると左の通りである。

種類	昭二七年度	昭二八年度	昭二九年度	昭三〇年度	昭三一年度
在日合衆国軍交付金	五〇、六三、〇〇〇	五五、八〇〇、〇〇〇	五三、二八〇、〇〇〇	三八、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇
施設等提供諸費	一四、三七〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	四、八五〇、〇〇〇	七、三七四、〇〇〇	九、九五五、〇〇〇
軍事顧問団交付金	—	—	三五〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇	六一〇、〇〇〇
合計	六五、〇〇〇、〇〇〇	六二、〇〇〇、〇〇〇	五八、四八〇、〇〇〇	四五、九六四、〇〇〇	四〇、五六五、〇〇〇

(注)(1)単位は千円

(2)三一年度の軍事顧問団交付金は内部流用により金額が増加している。

11、在日合衆国軍交付金（防衛分担金）

(1) 条約上の根拠

この在日合衆国軍交付金は、所謂防衛分担金と呼ばれているものである。これは前記の防衛支出金の主要なる一項目であつて、行政協定第二十五条第二項(b)の「定期的再検討の結果、締結される新たな取極の効力発生の日までの間、合衆国が輸送その他の必要な役務及び需品を日本で調達するのに充てるため、年額一億五千五百万ドルに相当する額の日本国通貨を合衆国に負担をかけないでその使用に供することとー」と規定されているところの条約上の定額負担義務費を予算に計上したものである。

(2) 行政協定第二十五条第二項(b)における一億五千五百万ドルの算出基礎

行政協定第二十五条第二項(b)における一億五千五百万ドル、すなわち、日

本国通貨で五百五十八億円の算出基礎は次の通りである。

すなわち昭和二十六年度の終戦処理費九百九十九億円に物価の高騰率三〇%を見込んだ約計千三百億円を昭和二十七年度予算における米駐留軍費用と推定し、その半分六百五十億円を一応日本政府の負担限度となし、その中から第二十五条第二項(a)に規定する不動産借料九十二億円を減じたものといわれる。

これを算出公式で表わすと

{999億円 + (999億円 × 30%)} × 1/2 − 92億円 = 558億円

(999億円 ← 昭和26年度終戦処理費)
(30% ← 物価騰貴率)
(1/2 ← 米駐留軍費用)
(92億円 ← 不動産借料)
(558億円 ← 日本側負担額)

この日本側の一定負担額は、かねて総司令部と日本政府の間に同意されていた金額であり、行政協定発効以前においてすでに内諾決定をみ、行政協

定交渉中にラスク特使もしばしば追認していたものであるといわれている。

(3) 防衛分担金削減に関する一般方式

防衛分担金は在日米駐留軍の経費に支弁するものであり、政府は、米駐留軍の撤退に対応してその分担金の負担額軽減の交渉を毎会計年度予算編成に当り米側と交渉を行って来たのであるが、昭和三十二年度以降においては次のような、いわゆる一般方式で削減することに日米両国政府間の意見が一致して、それに関する共同声明が行われることとなった。

防衛分担金削減に関する日米共同声明

昭和三十一年一月三十日（午前十時三十分発表）

重光外務大臣及びアリソン米国大使は、本日それぞれ自国政府を代表して、在日米軍のための日本側の分担金を今後逐年逓減することについての合意に到達した。

この合意は、昨年八月末ワシントンにおいて日本外務大臣と米国々務長官との間に開始されついで過去数ヶ月間東京において両国政府の間に行われた長期間にわたる協議の結実によるものである。分担金逓減についての一般的方式の樹立が望ましいことは、すでにワシントン会談の後　昭和三十年八月三十一日に発表された日米共同声明中にうたわれたところである。なお前記の協議に際して、日米安全保障条約の予見するごとく、日本が自国の防衛の

ため漸増的にみずから責任を負うという両国政府共通の希望を実現することを目途として、日本の防衛に関する意見の交換が行われた。今回の合意によって、昭和三十三会計年度を起点とし、日本政府の財源増強の努力に応じて、在日米軍のための日本側の分担金を毎年削減して行くための一般的方式が樹立された。この方式の下に、米国は将来日本の防衛庁費及び米軍用施設費の予算の合計額の増加分を均等に負担することを約し、かくて究極において日本側の防衛分担金を零ならしめようとするものである。すなわち各会計年度の分担金額は、かくる防衛目的のための日本側予算の合計額の増加分の半ばに等しい金額を、その前年度の防衛分担金の額から差し引いたものとなるわけである。

昭和三十一会計年度においては、日本政府が財源庁費一、〇〇二億円、米軍用施設費約一〇五億円を計上することとした結果、防衛分担金は三〇〇億円

に消滅される。

尓後の年度における防衛分担金の削減額は、日本政府の決定する右防衛予算の合計額を基礎とし、前記の方式に準拠して定められる。右に関連して、日本の防衛のため両国の計画を絶えず検討して行くことが望ましいことについて、両国政府の意見が一致した。

ム、使途内訳

この防衛分担金は米軍側に交付して、米側で支出後に日本政府に対して報告する建前となつており、昭和三十年度までの使途内訳を示すと次の通りである。

この支途及び経理手続等については、色々の問題点があるが、これについては、飛鳥田委員の政府に対する質疑を参照されたい。

在日合衆国軍日本側交付金支出済額表

（単位百万円）　大蔵省

区分	昭和二七年度	昭和二八年度	昭和二九年度	昭和三〇年度四月～三月末まで	備考
前年度よりの繰越額	0	二、二七三〇	一三、六三九	二、七一二	大蔵省終末事務官室 岸田事務官 主計局調査課 上谷事務官
交付額	五〇、六七三	五五、八〇〇	五三、八八〇	八、〇〇〇	
計	五〇、六七三	七八、五三〇	六八、八一九	四〇、七一二	
支出済額	二七、九四三	六四、八九一	六四、二〇七	三八、三一五	
内訳					
輸送通信費	八、三五五	九、五六五	四、五二八	六、六九二	
用役作業費	二、二五一	二、三八五	一〇、三八七	二、五三三	
物品費	八、三二六	一七、四二七	四、七八〇	七四	

（単位百万円）

		特別（一般）	関係機関職員		
			（業体社）	公庫、銀行（5公庫、2銀行）	総計
総計		39	736	1.630	403.986
基本給	俸給	29	373	986	258.049
	扶養手当	/	944	47	18.074
	勤務地手当		149	185	27022
	小計	31	466	1.218	303.145
諸手当	特殊勤務手当	/	172	—	7.179
	石炭手当		991	4	1.965
	寒冷地手当		008	8	4.076
	管理職手当		—	5	563
	宿日直手当		189	29	3.651
	在外勤務手当 他		—	20	1.633
	小計		360	66	19.087
特別手当	期末手当	3	058	152	37921
	勤勉手当	/	—	10	6.721
	奨励手当		683	63	7.998
	小計	3	741	225	52.646
超過勤務手当			169	121	29108
31年度末予算定員		22	424	4.579	1.547.849

（二）その他の資料

の給与関係資料

（別紙折込参照）

災害復旧費	一六一	
労務者給与	〃	
翌年度へ繰越額	三二七三〇	
	七八〇	
	一五、七三四	
	一三、六三九	
	三三	
	四四四九〇	
	二、七一二	
	〇	
	二九、〇二六	
	二、三九七	

1 昭和31年度人件費予算調（国家公務員）

（単位百万円）

		国家公務員								政府関係機関職員		総計
		特別職（一般会計）	一般職				合計			公共企業体（三公社）	公庫、銀行（5公庫、2銀行）	
			一般会計	特別会計 給与法適用者	特別会計 国の企業（五現業）	特別会計 小計	一般会計	特別会計	合計			
総計		39.882	89.663	13.059	78.016	180.738	129.545	91.075	220.620	181.736	1.630	403.986
基本給	俸給	29.173	55.851	8.310	49.356	113.517	85.024	57.666	142.690	114.373	986	258.049
	扶養手当	1.158	3.691	677	3.557	7.925	4.849	4.234	9.083	8.944	47	18.074
	勤務地手当	954	7.824	841	4.069	12.734	8.778	4.910	13.688	13.149	185	27022
	小計	31.285	67366	9.828	56.982	134.176	98.651	66.810	165.461	136.466	1.218	303.195
諸手当	特殊勤務手当	1.086	136	3	3.782	3.921	1.222	3.785	5.007	2.172	—	7.179
	石炭手当	204	367	35	364	766	571	399	970	991	4	1.965
	寒冷地手当	419	694	112	855	1.661	1.113	967	2.080	2.008	8	4.096
	管理職手当	51	470	37	—	507	521	37	558	—	5	563
	宿日直手当	215	1.478	423	317	2.218	1.693	740	2.433	1.189	29	3.651
	在外勤務手当他	358	1.255	—	—	1.255	1.613	—	1.613	—	20	1.633
	小計	2.333	4.400	610	5.318	10.328	6.733	5.928	12.661	6.360	66	19089
特別手当	期末手当	3.909	8.377	1.299	7.126	16.802	12.286	8425	20.711	17.058	152	37921
	勤勉手当	1.969	4215	533	—	4.748	6.184	533	6.717	—	10	6.721
	奨励手当	—	—	—	2.252	2.252	—	2.252	2.252	5.683	63	7.998
	小計	5.878	12.592	1.832	9.378	23.802	18.470	11.210	29.680	22.741	225	52.646
超過勤務手当		386	5.305	789	6.338	12.432	5.691	7.127	12.818	16.169	121	29.108
31年度末予算定員		225.091	315.237	52.301	286.217	653755	540.328	338.518	878.846	664.424	4.579	1.547.849

（二）その他の資料

① 給与関係資料

（別紙折込参照）

2. 昭

（単位 百万円）

	計	合計
俸	63.042	251.424
当	4.383	14.958
当	6.420	21.095
	73.845	287.477
当	350	4.945
当	913	
手当	1.851	6.791
当	948	2.396
	—	842
	4.062	14.974
	13.791	53.843
手当	3.967	7.713
計	95.665	364.007
員	427.096	1.415.518

2. 昭

（単位百万円）

		計	合計
基本給	本俸	63,042	251,424
	扶養手当	4,383	14,958
	勤務地手当	6,420	21,095
	計	73,845	287,477
諸手当	石炭手当	350	4,945
	寒冷地手当	913	
	宿日直手当	1,851	6,791
	特殊勤務手当	948	2,396
	調整手当	—	842
	計	4,062	14,974
期末勤勉手当		13,791	53,843
超過勤務手当		3,967	7,713
合計		95,665	364,007
人員		427,096	1,415,518